

国際的な共同体における メンバーシップ

——正当性の概念から考察するメンバーの承認と
それに付随する権利と義務——

岩 田 将 幸

目次

はじめに

1. 国際的な正当性に関する研究の系譜
 1. 1 正当性の概念と国際政治への適用
 1. 2 フランクの「規則の正当性」
 1. 3 クラークの「手続き的正当性」と「実質的正当性」
2. 冷戦後のメンバーシップと主権概念の変化における正当性
 2. 1 メンバーシップとしての主権という考え方
 2. 1. 1 冷戦後の国家主権の捉え方の変化
 2. 1. 2 主権の承認とメンバーシップ
 2. 2 「保護する責任」とメンバーシップの「承認」
 2. 2. 1 「保護する責任」の概念的発展
 2. 2. 2 「保護する責任」における「権利と義務」の関係性
 2. 2. 3 保護という「責任」に由来する権威の問題
3. メンバーシップにおける「包括」と「排除」の問題
 3. 1 メンバーシップに付随する「権利」と「義務」の観念
 3. 2 メンバーシップによる社会化の機能
 3. 3 メンバーシップによる誘引

3. 4 メンバーシップと属性

3. 5 メンバーシップ形成の契機と背景

おわりに

はじめに

正当性 (legitimacy) という語は、国内・国際の政治研究をはじめとする学問分野から政界、法曹界、外交、さらに私的な領域に至るまで幅広く使われている。我々が正当性という語を用いる際⁽¹⁾、そこに独特の意味合いを込めるのが一般的である。あるアクターの行為が正当である (legitimate) というとき、我々は、アクターにそうした「能力」があるというだけでなく、それを行う「権利」または「資格」があるということまで問うている⁽²⁾。つまり、その決定や行動が社会的に承認されてはじめてアクターは、正当性を保持しているということになるのである⁽³⁾。

正当性を主張するという行為は、自分以外の誰かに対してなされる。それは常に第三者の存在、ひいては共同体の存在を前提としている。行動する権利または資格が正当性には含意されるという説明は、こうした点を強調するものであろう。正当性を主張する際に、アクターは、自らの行為の正しさ (「行為の正当性」) を共同体の他のメンバーに示そうとする。それは、しばしば自らの存在の正しさ (「アクターとしての正当性」) を証明しようとすることに結びついている。その行為の正しさと

(1) 正当性の定義に関しては、サッチマン (Mark C. Suchman) のそれが今日よく知られている。サッチマンは、正当性を「ある存在の行動が、規範、価値、信念、そして定義の社会的に構築された体系において、望ましく、ふさわしく、適切だという一般化された認識あるいは仮定」であると定義している。Mark C. Suchman, "Managing Legitimacy: Strategic and Institutional Approaches", *The Academy of Management Review*, 20 (3), July 1995, p. 574.

(2) Christian Reus-Smit, "International Crises of Legitimacy", *International Politics*, 44 (2-3), March/May 2007, p. 158.

(3) *Ibid.*, p. 158.

いうのは、その共同体において適切とみなされる行為のことであり、典型的には、共同体における公的な規則や有力な社会規範に則っていることを指す。そうした法的あるいは規範的に正しい行いをしていると主張することで、共同体における自らの存在や地位を確かなものにするという目的がそこにはあるからである。

したがって、「行為の正当性」と「アクターとしての正当性」は、しばしば関連づけて考えられる。本来、正当性を主張するという行為には、共同体における「承認 (recognition)」を求めるという社会的な意味がある。⁽⁴⁾そして、その承認とは、端的に言えば、自らが属する共同体の正当なメンバーだという「メンバーシップ (membership)」に関するものである。こうした議論は、国際関係においては、諸国家間の主権の相互承認に代表される。⁽⁵⁾本稿は、国際的な共同体におけるメンバーシップという観点から、主権の概念が有する社会的な承認という側面に着目する。その上で、主権国家の「行為の正当性」と「アクターとしての正当性」が今日いかに結びつけて考えられているのか考察を行う。

アクターが自らの決定や行為を正当化する際に示される正当性の根拠は、その時代や場所を反映する。⁽⁶⁾したがって、それは可変的である。正当性は、「権威 (authority)」の概念と結びつき、しばしばそれに依拠して主張される。そうである限り、正当性は、その時点での有力な規範を反映している。⁽⁷⁾例えば、窮地に立たされている他国の人々の基本的権利

(4) ジャン＝マルク・クワコウ (著) 田中治男・押村高・宇野重規 (翻訳) 『政治的正当性とは何か 一法、道徳、責任に関する考察』藤原書店 2000年、291頁。

(5) Friedrich Kratochwil, “Leaving Sovereignty Behind?: An Inquiry into the Politics of Post-Modernity”, in Richard Falk, Mark Juergensmeyer, and Vesselin Popovski (eds.), *Legality and Legitimacy in Global Affairs*, Oxford University Press, 2012, p. 134-135.

(6) Andrew Hurrell, “Legitimacy and the Use of Force”, in David Armstrong, Theo Farrell and Bice Maiguashca (eds.), *Force and Legitimacy in World Politics*, Cambridge University Press, 2006, p. 16.

を守るために、ときに軍事力の行使も必要になるという人道的介入 (humanitarian intervention) の議論が存在する。しかし、冷戦期、人道的介入に関する問題が国際政治の俎上に載せられることはほとんどなかった。その是非を含めた正当性の議論が沸き起こるのは、冷戦後になってからである。⁽⁸⁾ その背景には、国際政治における人権規範の隆盛がまずあったと言えよう。そして、それは、内政不干涉原則をはじめ国家主権に関する主要な規範がもはや神聖視されなくなる中で提起された。こうした議論の全体は、冷戦後という新しい政治力学の文脈において積み重ねられてきたものである。

このように、正当性に関する一連の動向は、共同体の内部における錯綜した力学の中で進行する。そして、ときに共同体における秩序の問題がその力学の焦点となってきた。国際的な共同体には、正当な唯一の権威が存在しないゆえに、さまざまな根拠に基づく正当化が可能になる一方で、その正当化はパワーと結びつく形で行われやすい。したがって、国際政治上に大きな力学の変化があり、新しい秩序のあり方が問われるとき、正当性の問題は得てして顕現化する。⁽⁹⁾ そして、規範もパワーも混在した形で正当性の問題が提起されるのである。

(7) Lawrence Freedman, "The Age of Liberal Wars", in *Force and Legitimacy in World Politics*, p. 93.

(8) 例えば、今日では正当だとされ得る人道的介入として、インドによる東パキスタンへの介入 (1971年)、ヴェトナムによるカンボジアのポルポト政権に対する戦争 (1978年)、タンザニアによるウガンダでのアミン政権の転覆 (1979年) がしばしば挙げられる。しかし、これらの例は、冷戦期に起き、いずれも国際法違反 (自衛でもなく、国際連合安全保障理事会の承認もないゆえ) として非難された。しかし、冷戦後のコソヴォ危機への NATO の軍事介入 (1999年) に関しては、それらと同様、国際法違反にもかかわらず、正当だと擁護する議論が存在した。Allen Buchanan, *Justice, Legitimacy, And Self-Determination: Moral Foundations for International Law*, Oxford University Press, 2007, p. 444.

(9) G. ジョン・アイケンベリー (著) 鈴木康雄 (翻訳) 『アフター・ヴィクトリー - 戦後構築の論理と行動 -』NTT 出版 2004年, 57-60頁。

本稿では、冷戦後の政治力学の変動の中で生じた、新しい国際秩序を形成しようとする動きに着目する。そして、そうした秩序形成は、共同体においてメンバーシップを問うことでなされようとしていたと議論する。そこで「アクターとしての正当性」を問うことは、共同体における正当なメンバーを確定することであった。それは、「行為の正当性」のもととなる特定の規範に基づいた秩序作りをしようとする契機において行われたのである。本稿では、さらに、共同体における正当なメンバーとして承認される際の「権利と義務」についても議論を行う。その際、冷戦後、主権国家に対する人道的介入が論争を呼ぶ中で登場した「保護する責任 (responsibility to protect)」という概念に焦点を当てる。保護する責任は、共同体とそのメンバーの間に一種の権利と義務の関係があることを示す有効な例となるからである。

本稿の第一節では、国際的な正当性に関する研究の経緯とその意義を考察する。そして国内の文脈とは異なる国際関係独自の正当性の問題を明らかにする。第二節では、冷戦後に有力となっている「アクターとしての正当性」の考え方はいかなる特徴があるのかを説明する。ここでは、主権を国際的な共同体における一種のメンバーシップとして捉える。それにより、その正当なメンバーを承認するという行為が、共同体における権利と義務の関係に基づいてなされているという視座を提示する。その後、その視座をもとに「保護する責任」の概念の分析を試みる。そして保護する概念が共同体を構成するメンバーとしての責任を問い、つまりは正当なアクターとしての意志と能力を問うものであることを明らかにする。最後の第三節では、共同体を構成する正当なメンバーの資格として主権を捉えることで発生する「包括」と「排除」の問題について考察する。ここでは、正当なメンバーとしての承認が国際的な共同体における秩序の形成と結びつく形で行われているという議論を提示する。

1. 国際的な正当性に関する研究の系譜

1. 1 正当性の概念と国際政治への適用

正当性は、国内政治の文脈で用いられてきたように、本来、支配と服従の関係性をはじめとした統治に関わる概念である⁽¹⁰⁾。どうすればより安定的な統治が可能か。いかに支配に対する効率的な服従を得られるか。こうした問題意識がこの概念の背景にはある。それはすなわち、強制的なパワーに逐一頼らずとも、住民から自発的な服従を引き出す方法を模索するということである。その結果、「パワー」を「権威」に変えてより安定的な服従を、ひいてはより効率的な服従を引き出そうとする発想が導かれる。このように、正当性の概念は、支配や統治を介在として、⁽¹¹⁾権威の概念と密接な関係にある。

この正当性の概念の体系化に取り組んだのが、ウェーバー (Max Weber)⁽¹²⁾である。ウェーバーが「支配の正当性」を、「伝統的支配」、「合法的支配」、「カリスマ的支配」の3つの理念型に分類したのはよく知られている。ウェーバーは、近代以降の支配の類型として合法的支配が有力であるとしながらも、「合法性」の概念がより広くは「正当性」という概念に含まれるとした。つまり、合法性には決して還元できない正当性がいつの時代にも存在することを、社会学者ウェーバーは示したのである。

一般的に言って、国内政治に比べ国際政治における正当性の研究は、

(10) クワコウ 前掲書、36-42頁。

(11) Bruce Cronin and Ian Hurd, "Introduction", in Bruce Cronin and Ian Hurd (eds.), *The UN Security Council and the Politics of International Authority*, Routledge, 2008, pp. 6-7, Reus-Smit, "International Crises of Legitimacy", *op.cit.*, pp. 160-165.

(12) マックス・ウェーバー (著) 世良晃志郎 (翻訳) 『M. ウェーバー 経済と社会 - 支配の社会学 I・II -』創文社 1960年7月・1962年4月、549-558頁。

国際的な共同体におけるメンバーシップ

これまで限定的であった。⁽¹³⁾とはいえ、後者においてもいくつかの先駆的な試みは存在していた。例えば、キッシンジャー（Henry Kissinger）は、19世紀初頭、ナポレオン戦争後に築かれたウィーン体制下の国際秩序の問題に焦点を当てた。そしてその秩序の中枢には、当時のヨーロッパの政治社会の中で承認された秩序とその秩序に関する集団的な正当性の原則が存在していたことを明らかにした。⁽¹⁴⁾また、クロード（Inis L. Claude, Jr.）は、創立して20年が経過していた当時の国際連合安全保障理事会を対象に、その役割や機能を正当性の観点から分析する試みを行っている。⁽¹⁵⁾そこでクロードが提示した諸国家による「集団の正当化（collective legitimation）」という議論は、今日に至ってもなお有用性を失っていない。⁽¹⁶⁾これらの研究は、正当性の概念を国際政治の領域に取り込もうとした画期的な取り組みである一方、分析視座は、当時の冷戦環境に適応した現実主義的なものに留まり、分析対象も断片的であった。国際政治において、正当性の概念がより包括的な研究対象となるのは、冷戦終焉に向けた足音が聞こえる1980年代以降のことである。なかでも正当性の概念に着目して体系的な研究を先駆的行ったのは、フランク⁽¹⁷⁾（Thomas M. Franck）であった。

(13) Ian Hurd, “Legitimacy and Authority in International Politics”, *International Organization*, 53 (2), Spring 1999, p. 380, Jean-Marc Coicaud, “Introduction”, in Hilary Charlesworth and Jean-Marc Coicaud (eds.), *Fault Lines of International Legitimacy*, Cambridge University Press, 2012, pp. 17-19.

(14) Henry Kissinger, *A World Restored: Metternich, Castlereagh and the Problems of Peace 1812-1822*, Houghton Mifflin, 1957.

(15) Inis L. Claude Jr., “Collective Legitimization as a Political Function of the United Nations”, *International Organization*, 20 (3), June 1966, pp. 367-379.

(16) Erik Voeten, “The Political Origins of the UN Security Council’s Ability to Legitimize the Use of Force”, *International Organization*, 59 (3), July 2005, p. 527.

(17) Thomas M. Franck, *The Power of Legitimacy among Nations*, Oxford University Press, 1990, Thomas M. Franck, “Legitimacy in the International System”, *American Journal of International Law*, 82 (4), October 1988, pp.

1. 2 フランクの「規則の正当性」

フランクは、国際的な正当性の概念にあたって、次のような推論を行っている。⁽¹⁸⁾そもそも国家の存立は、他の国家からの「承認」に拠っている。その承認というのは、諸国家からなる共同体において、正当なアクターとしての「主権」を認める行為のことであり、⁽¹⁹⁾すなわち、諸国家からなる共同体の存在がその前提としてあり、⁽²⁰⁾それから授權されることで国家

705-759.

(18) フランクは、正当性を「それが正しいプロセスに一致していると、それが向けられている人たちの側の認識に由来する規則の資質」と定義している。「正しいプロセスは、有効な源の観念を含むだけでなく、文字通りの、社会人類学な、哲学的な視野を包括する。正しい手続きの要素は、……規則が正当であると認識される程度に決定的に影響を与えるものとして特定される。」Franck, “Legitimacy in the International System”, *op.cit.*, p. 706. その後、フランクは、「諸国家間に適用可能な規則」として正当性を次のように定義している。「正当性は、規則あるいは規則形成の制度の特質である。そうした規則や規則の制度それ自体、規範的に対応するよう向けられた人々からの遵守を促す。なぜなら、そう向けられた人々は、その規則あるいは制度が正しいプロセスの一般的に受け入れられている原則に従って生じ機能すると信じているからである。」Franck, *The Power of Legitimacy among Nations*, *op.cit.*, p. 24.

(19) 「国際システムは、警察による執行なしに洗練された規範構造を深化させているように見える。責務の観念は、規範の遵守の方向へと諸国家を引っ張っている。そうした規範は、一方でグローバルな主権者によって強制的に委任されているわけではなく、他方で、諸国家の品と好意を基礎としてのみ義務づけられているわけでもない。諸国家による規則の遵守は自発的なものであるが、諸国家のそれらへの責務はと言えばそうではない。諸国家の国民もそれらを統治する者も、履行する義務を諸国家からなる共同体に負っていると認識している。ただ、それは、国家としての存在をその共同体が認めてくれるということの引き換えにである」Franck, *The Power of Legitimacy among Nations*, *op.cit.*, p. 196.

(20) 「正当性は、グリニッジの平均経度が時間に対するように、メートル法が距離に対するように、規則に対するものである。それは、例えば時間や距離のように、囲い地の境界線の内側で、関連する要素を理解できるように工夫して作り上げられた仮定の絶対物である。その囲いは、共同体の

は、初めてその存在を認識されると同時に証明される⁽²¹⁾。しかし、そうした「権利」の承認に付随するのは、その共同体における「秩序」を維持するという「義務」である⁽²²⁾。そしてその義務が端的に現れるのは、フランクによれば、諸国家間の関係を定めた「規則」ということになるのである。

フランクにとって、諸国家からなる共同体の本質は、「規則の共同体」である⁽²³⁾。なぜなら、規則の全体的な体系（規則の制定や改廃に関する「第二次的な規則」を含む全体的な規則の体系⁽²⁴⁾）の存在が、いわゆる国際的な共同体の存在を裏付けるからである。諸国家は、その共同体にお

外縁にあたるものである。その内側にいる者が平均時間やメートル法を認識するという事は、世界の諸国民が時間と距離の共通の観念を有する『共同体』を構成しているという証拠のひとつなのである。』 *Ibid.*, p. 204. 「正当性に意味を授けるのは共同体である。すなわち、正当性が規則の遵守を引き出すのは、共同体の中においてである。正当性が諸国家の行為に影響を与える力を持つのは、諸国家が共同体を構成しているからである。』 *Ibid.*, p. 205.

(21) バーネット (Michael Barnett) は、フランクの国際的な正当性の概念に関して次のように説明している。フランクによれば、「国家は、その境界内に含まれる政治共同体を代表するだけでなく、より大きな国際的な共同体に埋め込まれている。その国際的な共同体から、諸国家は、正当に認可された方法で行動する自らの権利、義務、権威を得る。」よって、「国家は、他の国家から正当であるとみなされ、一定の道徳的権威と認可された目的をもって行動していると理解されることを求めている。」 Michael Barnett, *International Humanitarian Order*, Routledge, 2009, p. 72.

(22) 「このように責務は、共同体の観念に独自に根差すものである。……それは地位に付随するものとして、結びつきが高度な段階まで発展した後にはのみ生じる。」 Franck, *The Power of Legitimacy among Nations*, *op.cit.*, p. 196.

(23) コールマン (Katharina P. Coleman) によれば、フランクは国際社会を「規則の共同体 (rule community)」とみなしている。その共同体における規則の体系を通して、諸国家は相互に承認を行っている。Katharina P. Coleman, *International Organisations and Peace Enforcement: The Politics of International Legitimacy*, Cambridge University Press, 2007, p. 36.

ける規則を受け入れ、その遵守を確固たる姿勢で示すことによって、他の諸国家から正当なアクターとして承認される。その承認によって生じるのが、主権国家という共同体における正式な地位である。このように、正当な権利を享受し行使するために、規則を受け入れ遵守することは、諸国家にとって必須の義務となるのである。⁽²⁵⁾

こうした国際的な正当性の概念を論じるにあたって、フランクは、社会契約論に代表される共同体と個人の関係性を明らかに参照にしており、国内的類推に通じる議論を行っている。⁽²⁶⁾ 国際的な共同体では、国内のそれとは違って、集権的な法執行の制度的保証を欠いている。よって規則が遵守されない場合であっても、制裁が科せられるかどうかは確実でない。それにもかかわらず、制裁を恐れなくてすむであろう最強の国家を含め、諸国家はなぜ一概に規則を遵守しようとするのか。⁽²⁷⁾ この問題意識に対して、フランクは正当性に答えを求めようとする。そして、こうした国際の文脈においてこそ、正当性が本来有している独自の効果がより純粹に照らし出されると言うのである。⁽²⁸⁾

それは、フランクが国際の文脈分野では「規則 (rule)」という言葉を用いて、国内で用いる際の「法 (law)」という言葉を敢えて避けていることと関係している。⁽²⁹⁾ 国内における「法」は、たとえ正当だとみなさ

(24) Franck, *The Power of Legitimacy among Nations*, *op.cit.*, pp. 183-194.

(25) *Ibid.*, p. 186.

(26) 国内的類推の議論としては、以下を参照。石田淳「序論 国際秩序と国内秩序の共振」『国際政治』第147号 2007年1月、1-10頁、篠田英朗「国際秩序と国内秩序の共時性 一価値規範をめぐる社会秩序構想モデルの歴史的的分析」『国際政治』第147号、11-28頁。

(27) Franck, *The Power of Legitimacy among Nations*, *op.cit.*, p. 1.

(28) *Ibid.*, pp. 20-21. ハード (Ian Hurd) もまた同様の点を指摘している。Ian Hurd, *After Anarchy: Legitimacy and Power in the United Nations Security Council*, Princeton University Press, 2008, p. 11.

(29) 「ほとんどの市民は、執行の恐怖とは関係のない理由で法に従っているが、法の遵守を引き出す能力が、国家が裁可した関与としてその特別の

れなくなってもすぐに法たる地位を失うわけではない。法である限りは、依然として集権的な強制手段に支えられる。他方、国際における「規則」は、自主的に遵守されるということが前提としてある⁽³⁰⁾。国際的な正当性の概念を探究するにあたってこの点は極めて重要になるのであり、フランクにおける「法」と「規則」の区別は、こうした問題提起を含むものである⁽³¹⁾。

このような問題意識の論理的な帰結として、フランクの正当性の概念においては、「規則の正当性」の問題が浮上してくる⁽³²⁾。規則が規則として共同体内で機能するためには、何より諸国家の行動的实践たる遵守が得られていなければならない⁽³³⁾。諸国家の遵守を得られなくなった規則は、共同体における義務とは言えず、もはや正当だとは言えないからである⁽³⁴⁾。そして正当性を失った場合、もとより権力的裏打ちのない「規則」は規則としての実質的な効果も失う。それは、「法」のように明確な意思を

地位に基づくというのも事実であろう。国家の法が国際の『法』と双子ではないというのは、こういうことである。」「我々は単に保証として、優越した強制力の支持があり得る……命令のシステムを描写するのに『法』という用語を取っておく。」 Franck, *The Power of Legitimacy among Nations*, *op.cit.*, p. 35.

(30) 「法への遵守は、組織された国家のパワーの認識による。国際的な規則への遵守は、組織された国際的な共同体の存在の認識による。」「このように、国際『法』はその重要な類似にもかかわらず、責務の『法的な』秩序を有するものではない。法が、程度はあれ、裁判所、立法、執行の発展と警察権力の活動に帰すものであれば、これら4つすべてが未発達である点において、国際『法』は法ではないのである。」 *Ibid.*, p. 39.

(31) *Ibid.*, pp. 34-35.

(32) *Ibid.*, pp. 192-194.

(33) 「規則の正当性というのは、全体的あるいは部分的に、諸国家からの遵守を引き出す規則の能力のことである。」 *Ibid.*, 193.

(34) 「グローバルな規則の共同体のすべての原初的および第二次的な規則は、その正当性の力によって、責務の観念を生ぜしめることができる一方で、そのいくつかはより正当であって、それゆえに他のものより義務づけられるのである。」 *Ibid.*, p. 207.

もって、改廃の手續きが行われるわけではないからである。つまり、諸国家の実行とそれを支える信念が変化した結果、新しい規則が誕生して古いそれと対立したとしても、それらは併存したまま据え置かれる可能性すらある。⁽³⁵⁾したがって、「規則の正当性」では、違反するか違反しないかという法的な二元的解釈とは異なり、⁽³⁶⁾どれ位の遵守を得ているのかという「程度の問題」が重要になるのである。⁽³⁷⁾

実際、この程度の問題は、正当性の概念を語る上で非常に重要である。⁽³⁸⁾なぜなら、それは「合法性 (legality)」には還元できない問題を提起す

(35) 「ここに二元的な質がある。その文面が法であるか法でないか。法はたとえ守られなくても、それによってその義務づける能力が終わるわけではないし、不服従が許可されるわけでもない。しかし、いくらかの例外はあるだろうが、国際的な規則が諸国家によって従われない場合は、その『規則であること』に影響を及ぼす。やがてその習慣的な不服従によって規則の解消に至るまで、他の諸国家もまた規則に従わないことが受諾されやすくなる。このように、規則が守られる程度は、有効な責務として認知される程度に影響する。逆に言うなら、規則が正当な責務としてどの程度認知されるのかは、それがどの程度従われるのかに影響するのである。」『「法」であるときの二元的な制約から自由であることで、国際的な規則の文面は、少なくとも理論的には、階層的に仕分けることができる。それは、高度に描写的で予測的であるものから始まり、幾分そうであるものを通過して、『いかに国家が行動するか』とはほとんど無関係なものに至るまで、追って秩序立てることができるのである。』 *Ibid.*, p. 44.

(36) 「法は、正当であるかないかのどちらかである。なぜなら、それは公正か公正でないかのどちらかだからである。法と法ではない正当な規則を区別することは……、各々が履行を得る仕方によって由来するものである。法は義務づけられる。少なくとも部分的には、政府、憲法、法廷、警察といった基盤の上に位置づけられるからである。」 *Ibid.*, p. 38.

(37) *Ibid.*, pp. 27-28, 41-49.

(38) 例えば、フィネモア (Martha Finnemore) は、正当性は「有無」の問題ではなく「程度」の問題であると指摘し、コヘイン (Robert O. Keohane) は、正当性には比較衡量の視点が必要であると述べている。Martha Finnemore, "Fight about Rules: the Role of Efficacy and Power in Changing Multilateralism", in *Force and Legitimacy in World Politics*, p. 201, Robert O. Keohane, "The Contingent Legitimacy of Multilateralism", in Edward

るからである。ある規則は、諸国家による遵守を得て国家の実行に翻訳される反面、ある規則はたとえ諸国家の同意を経ても実行には至らないことがある。あるいはそれらによって完全に遵守される規則もあれば、部分的にしか遵守されない規則もある。上述のように、国家間の規則は、国内におけるように公権力の強制力という後ろ盾に拠っていない。したがって、国際の次元において規則が遵守されるか否かは、より純粋にその規則における正当性の問題となるのである。

そう考えるなら、正当性には常に程度の問題が付随することになる。フランクによれば、「規則から規則に、時から時に」⁽³⁹⁾、その正当性の程度は変わり得る。それをどう説明できるのか。どのような要素が諸国家の規則の遵守において決定的となるのか。フランクの問題意識の中心である「規則の正当性」においてそれらは問われることになる。このように、規則という形式に焦点を当てながらも、法的な次元には決して還元され得ない問題として正当性の概念をフランクは提起し、その可能性を探究したのである。

1. 3 クラークの「手続き的正当性」と「実質的正当性」

諸国家からなる共同体、いわゆる国際社会における秩序の問題に焦点を当てたのは、英国学派を代表するブル（Hedley Bull）⁽⁴⁰⁾であった。ブルは、国際秩序を「主権国家から成る社会、あるいは国際社会の主要な基本的目標を維持する活動様式を指す」⁽⁴¹⁾と定義している。国際社会において、「一定の共通の利益と共通の価値を自覚」した諸国家は、その相

Newman, Ramesh Thakur and John Tirman (eds.), *Multilateralism Under Challenge?: Power, International Order, and Structural Change*, United Nations University Press, 2007, p. 69.

(39) Franck, *The Power of Legitimacy among Nations*, *op.cit.*, p. 28.

(40) ヘドリー・ブル（著）白杵英一（翻訳）『国際社会論 —アナーキカル・ソサイエティー』岩波書店 2000年。

(41) 同上9頁。

互関係において「共通の規則体系によって拘束」され、「共通の諸制度を機能させることに対してともに責任を負う」⁽⁴²⁾。ブルは、そうした高度に統合された社会を築くに至っていない諸国家は、主権国家システムたる国際システムを形成している段階にあると述べた。⁽⁴³⁾とはいえ、その国際システムにおいても、諸国家は、一定の秩序をもたらすべく諸制度を発展させてきた。それらの具体的制度として、ブルは、勢力均衡、国際法、外交、戦争、大国の役割を挙げている。⁽⁴⁴⁾

こうしたブルの国際社会論に関する洞察を継承しつつ⁽⁴⁵⁾、共同体における権利と義務というフランクの正当性概念の根本的着想を政治学的な観点から発展させたのが、クラーク (Ian. Clark) である。クラークは、著書『*Legitimacy in International Society*』において、冷戦後における政

(42) 国際社会は、国際システムの存在を前提としつつ、さらに「一定の共通の利益と共通の価値を自覚した国家集団が、一その相互関係において、それらの国々自身が、共通の規則体系によって拘束されており、かつ、共通の諸制度を機能させることに対してともに責任を負っている」とみなしているという意味で「一個の社会を形成しているとき」に存在し得るとブルは述べている。同上14頁。

(43) ブルは国際システム（主権国家からなるシステム）と国際社会（主権国家からなる社会）と区別している。ブルによれば、国際システムとは、諸国家が「相互に十分な接触をもち、お互いの決定に十分な影響を与え合う結果、それらの国家が一少なくともある程度は、全体の中の部分をして振る舞うようになる」という状態である。同上10頁。そして「国家が定期的に接触し、さらに、それぞれの行動が、他方の予測や熟慮の不可欠の要素となるほど、十分に国家間の相互作用が存在する場合は、それらの国家は、システムを形づくっていると云えるであろう。」同上11頁。

(44) なお、ワトソン (Adam Watson) は、国際社会の4つの制度として、①勢力均衡、②国際法、③会議の実行、④外交上の対話を挙げている。Adam Watson, "European International Society and its Expansion", Hedley Bull and Adam Watson (eds.), *The Expansion of International Society*, Clarendon Press, 1984, pp. 24-25.

(45) 英国学派で問うてきた国際社会の系譜に関する日本語論文としては、以下を参照。秦野貴光「平和的変革と国際社会論 —歴史の中の英国学派—」『国際政治』第176号 2014年3月, 97-110頁。

治的变化の動的力学を正当性の概念から説明することを試みた。フランクが「規則の正当性」を問い、主に国際法的な視座から正当性の概念を考察したのに対し、クラークは、国際政治分野までその対象を広げ、政治的空間において正当性が果たしてきた役割に焦点を当てた。その主眼は、国際政治に付随するパワー・ポリティクスの問題を正当性研究の視野に収めることであった。クラークは、フランクの言う規則や規則体系にもそうした独特のパワー的要素が存在するとした上で、それ組み込んだより政治的すなわち動的な正当性の概念の確立を目指したのである。

上述のブルあるいはフランクにおける国際社会のイメージは、極めて多元主義的であった。ブルは、諸国家間に共有される共通の価値や利益の存在には否定的であったし、フランクは、諸国家にまたがる普遍的な正義の観念の確立を明瞭に否定した。それゆえ正当性の概念においては、いかなるプロセスを経ることが重要かという「手続き的」側面が重視されてきたとクラークは指摘する。⁽⁴⁷⁾典型的には、国連安保理の議決を経るか経らないかという議論等がそれに当たろう。それはつまるところ、国際政治においては、秩序の維持に重きが置かれてきたということである。なぜなら、道徳的価値や正義の観念が極めて多元的であり、かつパワーの格差が極めて大きい諸国家からなる共同体において、形式的な手続きでなくその内実まで問おうとするものなら、何も決定できなくなるばかりか、ホブスの世界を招来してしまい、その共同体の存在自体を危険に晒す恐れがあるからである。⁽⁴⁸⁾しかし、クラークは、正当性を「手続き的 (procedural) 正当性」と「実質的 (substantive) 正当性」に区分することを提起し、⁽⁴⁹⁾これまで正当性の研究が専ら前者に拠ってきたという

(46) Ian Clark, *Legitimacy in International Society*, Oxford University Press, 2007.

(47) *Ibid.*, pp. 18-19, 195.

(48) Franck, *The Power of Legitimacy among Nations*, *op.cit.*, pp. 243-244.

(49) Clark, *op.cit.*, pp. 18-19.

理解を踏まえた上で、前者に偏重しない後者の考察の必要性を説いた。⁽⁵⁰⁾

フランクのそのように、正当性の概念は、確立された規則への忠実な遵守と結びつけて考えられてきた。そこで概して問われていたのは、独自の背景を持つ国際関係においても、一般的に規則というものが遵守されてきたのか否か、そして遵守されるのにはどのような傾向や条件があるのか、ということであった。それに対して、クラークが問おうとしたのは、より具体的に、特定の規則がそれ自体としてなぜ遵守すべきと認識されるのかということであった。換言すれば、その規則のどこに正当性があると認められるのかということである。クラークは、規則がそれ自体遵守される理由として、二つの場合を想定した。ひとつは、その規則が「正しい権威の起源」に由来しているゆえに正当だとみなされる場合（手続き的側面）であり、いまひとつは、「適当な目的や標準」を具現化しているゆえに正当だとみなされる場合（実質的側面）⁽⁵¹⁾である。正当性の根拠という観点に置き換えて言うなら、前者は、法的な（legal）基準や手続きに則っているゆえということになり、後者は、その法的なものを超えて、それに含まれる根本的な価値への一般的な受領が存在するゆえということになる。このように、正当性の概念を手続き側面と実質的側面という二つに区分することは、正当性の概念が本来的に抱える緊張を明らかにする上で有用であるとクラークは説明する。⁽⁵²⁾すなわち、正当性には、「合法性」という公的な根拠に由来する場合と、「道徳」あるいは「正義」という公的ではなく一致困難な価値に関する根拠に由来する場合とがあるということである。

実際に、正当性に関する言説は、国際的文脈において、伝統的に合法性と道徳／正義のその両方から引き出されてきた。⁽⁵³⁾こうしたクラークに

(50) *Ibid.*, p. 195.

(51) *Ibid.*, p. 18.

(52) *Ibid.*, p. 19.

(53) フランクも「規則の正当性」に関してこれに通ずる議論を行っている。

よる手続き的正当性と実質的正当性の区分、合法性と道徳／正義という正当性の由来の区別は、国内政治に比べて法制度が未発達であり、その強制的な執行制度を欠いている国際政治において、とりわけ重要な問題を提起する。もし正当性の根拠となる合法性と道徳／正義の間に齟齬が存在するとき、正当性はいずれに根拠を置くべきか問われる可能性があるからである。⁽⁵⁴⁾ その際、いまだ十全でない前者は、後者からの要請に適切に応えられないとみなされる場合がある。こうした正当性における乖離が現実のものになったのが、1999年の北大西洋条約機構（NATO）によるコソヴォへの軍事介入であった。それは、国際的な武力行使に関する合法性の要である国連安全保障理事会の承認なくして実行されたが、緊急性を帯びた人道目的という道徳的性格を有していた。したがって、⁽⁵⁵⁾ ここでは「非合法的であるが正当である（illegal but legitimate）」とい

フランクによれば、規則が自発的な義務として遵守されるには、二つの異なる法学に支えられる必要がある。ひとつは「規則が正当だという信念」である。規則が規則として機能するためには、共同体において正しいと認められている手続きに則り形成される必要がある。ここでは、「正しい手続き」と「共同体」に関して正当性が問われる。いまひとつは、「規則が正しいという信念」である。それが道徳的に正しいと理解されるためには、「公正の原則」が組み込まれる必要がある。このように、「規則の正当性」において、規則の遵守を引き出す二つの異なる力が存在する。ひとつは「強制による脅威」、いまひとつは「正義の共有された観念による道徳的な説得」である。Franck, *The Power of Legitimacy among Nations*, *op.cit.*, p. 38.

(54) 上野成利『思考のフロンティア -暴力-』岩波書店 2006年、65-66頁。

(55) 独立コソヴォ国際委員会によれば、武力行使は国連憲章によって禁止されているがゆえに（その例外として、自衛と国連安保理による承認のケースがあるが、いずれにも該当しないため）、NATOによる軍事介入は非合法的である。しかしながらそれは正当である。なぜなら、それは、①ミロセヴィッチ体制による人権侵害の規模の大きさゆえ、②人権侵害を停止する試みにおいて用いられた他の手段の失敗ゆえ、③ロシアと中国の態度によってもたらされた安保理内での政治的な行き詰まりの状況ゆえ、である。*The Kosovo Report: Conflict, International Response, Lessons Learned*, Oxford

う議論が展開されることになったのである。

クラークが「手続き正当性」に留まらず「実質的正当性」を敢えて問おうとしたのは、国際政治におけるこうした問題提起が可能になるからである。実質的正当性を問うことで、その動的な政治的变化をより大きな歴史的観点から説明できるというのがクラークの提示した議論であった。それでは、正当性を構成する規範にはどのようなものがあるのか。それらのうち特定のものがいかに選定され、国家の実行に反映されるのか。その際、どのような政治的力学が背景に存在しているのか。それらがクラークの実質的正当性の議論では問われることになる。

キッシンジャーが正当性はパワーありきと見られがちな国際秩序を安定化させるための必須の概念であるとし、ブルが国際社会において秩序は正義よりも優先されてきたと述べ、フランクが正義ではなく正当性からでしか諸国家からなる共同体については語り得ないとしたように⁽⁵⁶⁾、正当性は、為政者にとって都合の良い、専ら秩序に与するための概念として用いられる可能性がある⁽⁵⁷⁾。そのように正当性を現状維持的な概念と捉えるならば、歴史の変遷をこの概念を用いて動的に説明するのは難しくなろう。冷戦の終焉という劇的な政治的力学の変化を経て、クラークは、こうした正当性概念に対する見方を払拭しようと試みた⁽⁵⁸⁾。クラークは、

University Press for the Independent International Commission on Kosovo, 2000, pp. 2, 186.

(56) Franck, *The Power of Legitimacy among Nations*, *op.cit.*, pp. 208-209.

(57) ハレル (Andrew Hurrell) によれば、正当性が支配的な立場にある諸国にとって必要となるのは、「不均衡なパワーを反映」する国際秩序を形成するためである。「一面において、正当性を養成することは、階層、覇権または帝国の周辺に打ち立てられた秩序を安定化するのに欠かせない役割を有している」とハレルは述べている。Hurrell, "Legitimacy and the Use of Force", *op.cit.*, p. 16.

(58) ほかに、政治力学に基づく動的な概念という観点から正当性を分析した研究として、ルース＝スミット (Christian Reus-Smit) の「正当性の危機」に関する考察がある。ルース＝スミットによれば、国際関係において、パ

正当性の根拠となるべき規範を構成する根本的な要素として、合法性 (legality)、道徳 (morality)、立憲性 (constitutionality) の三つを挙げている。そして、これら三つの根本的な要素が、国際社会という政治的な空間で互いに融合したり緊張したりしながら、「実質的正当性」を構成してきたと述べている。それらは、それぞれの時代の政治的なプロセスの力学の中で洗われ、動的に変化していく。⁽⁵⁹⁾そして、やがて優越した正当性の諸原則を軸として、歴史的発展のための地盤を提供することになる。したがって、国際秩序の変革を促すような大戦争終焉時の講和条約の交渉や締結のような歴史的局面においては（例えば、17世紀の三十年戦争後のウェストファリア条約、18世紀初頭のスเปน継承戦争後のユトレヒト条約、19世紀初頭のナポレオン戦争後のウィーン条約、第一次世界大戦後、⁽⁶⁰⁾第二次世界大戦後、冷戦後⁽⁶¹⁾）、正当性の諸原則が政治的に大きく取り上げられることになるのである。

ワーと正当性は、それぞれ独自の社会的現象のように取り扱われてきた。それを批判的に捉えるルース＝スミットは、正当性の危機という現象に焦点を当て、正当性とパワーの相互関係を明らかにしようとした。ルース＝スミットによれば、正当性の危機とは「アクターあるいは制度のパワーにおける危機」（目的を達成するアクターの能力あるいは規範の遵守を獲得する制度の能力における危機）である。被統治者からの信頼が崩壊し、強権的側面が露見した状態を、我々はしばしば正当性の危機と呼ぶが、ルース＝スミットによれば、それはパワーそのものが腐蝕して弱体化している状態でもある。つまり、正当性がパワーを（強制的側面を覆い隠すヴェールとして）補完するだけでなく、パワーも正当性を補完し得るのである。Reus-Smit, “International Crises of Legitimacy”, *op.cit.*, pp. 160-161.

(59) Clark, *op.cit.*, pp. 7, 29-30.

(60) *Ibid.*, p. 13.

(61) アイケンベリー (G. John Ikenberry) も、前掲書において、大戦争が起きた後に新しい国際秩序が形成されてきたと説明している。それは戦勝国側が圧倒的に有利になったパワー・バランスを背景に、講和条約など戦後処理の過程を通じて、自らのパワーを国際的な諸制度の中に埋め込もうとするからである。

2. 冷戦後のメンバーシップと主権概念の変化における正当性

2. 1 メンバーシップとしての主権という考え方

2. 1. 1 冷戦後の国家主権の捉え方の変化

冷戦期、主権国家間の主権平等を筆頭に、内政不干涉、領土保全など、国家それ自体の独立性や自律性を強調する「対外主権」が優先されるとともに、それらを主要な規範とする国際秩序が形成されてきた。かつてアロン (Raymond Aron) は、主権国家からなる共同体を「同質的なシステム」と「異質なシステム」に分類した。前者の同質的なシステムとは、諸国家が共通の原則によって組織され、共通の価値を共有している国際システムである。後者の異質なシステムとは、諸国家が異なる原則に組織され、互いに矛盾した価値に訴える国際システムである。アロンは、前者の同質的なシステムにおいて、より安定的な国際秩序が可能になると論じた。⁽⁶²⁾ 第二次世界大戦後の帝国の解体と脱植民地化は、主権国家体制が堅持される形で行われた。その結果、主権国家の数が劇的に増え、国際システムの異質性も一挙に増した。アロンの「異質なシステム」を体現するかのような、共通の価値や利益を共有するにはほど遠い多元的な世界が現出したのである。より細分化された主権国家によって世界全体が区切られる中で、より安定的な国際秩序を築くためには、主権の対外的側面を強調するのがより適当な方策であると考えられた。

しかし冷戦後は、そうした国家主権の対外的側面に留まらず、人権、民主主義、法の支配、さらには市場経済と、主権国家の対内的側面までもが問われるようになって⁽⁶³⁾いる。そうした潮流は、「人間の安全保障」の概念の浸透とともに、諸国家の内部の人々により焦点を当てた取り組

(62) Raymond Aron, *Peace and War: A Theory of International Relations*, Doubleday & Company, 1966, pp. 99-100.

(63) Michael Barnett, "Bringing in the New World Order: Liberalism, Legitimacy, and the UN", *World Politics*, 49 (4), July 1997, pp. 537-538.

みと対をなすものである。結果として、諸国家は互いにより干渉的になった。これらに呼応するように、国内統治に関しては「グッド・ガヴァナンス (good governance)」という概念が登場したが、それとは反対の「破綻国家 (failed state)」なる概念も共時的に登場したのである。⁽⁶⁴⁾

「ならず者国家 (rogue state)」は、こうした冷戦後の趨勢を象徴する呼称であった。本来であれば、それは、国際的な共同体において適当でないといわれる特定の対外行動 (大量破壊兵器の拡散, テロ, 近隣諸国への脅威など) に訴え出た国家を非難するために用いられる言葉である。しかし、それは、国家の対内的な特徴 (非民主主義, 人権の軽視, 法の支配の不全や政治的腐敗など) と結びつけて考えられるようになった。つまり、対内的な特定の性質が対外的に「邪悪な」行動を引き起こすとされたのである。⁽⁶⁵⁾ さらに、従来は公正さの観点から、南北問題の解決が優先的に掲げられてきた開発援助の分野においてもコンディショナリティ (conditionality) が導入され始めた。世界貿易機関 (WTO) など通商分野でも、「グローバルな基準 (global standard)」に適應することが加盟の際の条件とされ、加盟後も引き続き行動の指針とされている。このように、冷戦後の世界では、いわゆる「対内主権」を問う試みが次々となされており、独立国家であれば排他的に有するとされてきた主権が条件づけられるようになった。

2. 1. 2 主権の承認とメンバーシップ

こうした冷戦後の諸国家の実行や信念の変化を正当性の概念からどのように説明できるだろうか。上述のように、「実質的正当性」を問い、正当性を構成する規範の変化から説明する試みがなされる一方、国際社会の「メンバーシップ」の概念にも改めて着目した考察がなされている。⁽⁶⁶⁾

(64) 岡垣知子「主権国家の『ラング』と『パロール』—破綻国家の国際政治学—」『国際政治』第147号 2007年1月, 48-61頁。

(65) Clark, *op.cit.*, pp. 176-177.

(66) 一般的に、「国際社会 (international society)」は、主権国家からなる

それは、「主権」の概念を、国際社会におけるメンバーシップという観点からより政治的に捉え直す試みである。そこでは、主権は、アクターとしての正当性を保証する「資格」であると解釈されるようになっていく。例えば、フランクはそれを「民主的資格 (democratic entitlement)」と呼び⁽⁶⁷⁾、クラークは「正しいメンバーシップ (rightful membership)」と呼んで⁽⁶⁸⁾いる。

このようなメンバーシップの概念にとって決定的となるのが、「承認」という行為である⁽⁶⁹⁾。誰が正当なメンバーとしての資格があり、誰がそうでないか。思い起こすに、その承認の基準となるのは、共同体における「義務」の観念であった。正当なメンバーとしての「権利」は、そうした義務を果たせるかどうかにかかっている。すなわち、その義務を果た

共同体のことを指し、「国際的な共同体 (international community)」は、国家のみならず、国際機構、NGO、個人等を含んだより包括的な存在を指すことが多い。本稿では、そうした厳密な区別は行わない。それは、本稿でしばしば引用する研究者がいずれかの語をほぼ同義で用いており（例えば、フランクの場合は「国際的な共同体」、クラークの場合は「国際社会」）、引用する際に忠実にその語をあてるためである。本稿では、主権国家からなる共同体を明確に指す場合は、「国際社会」という語を用いる。ただ、共同体における「メンバーシップ」という概念を強調する場合には、「国際的な共同体」を用いる。

(67) フランクは、「国際システムは、国際的な基準や体系的な遵守の監視によって証明された国家のガヴァナンスとともに、明確に定義された民主的資格のほうに動いている」と述べている。Thomas M. Franck, *Fairness in International Law and Institutions*, Clarendon Press, 1995, p. 139.

(68) Clark, *op.cit.*, pp. 173-189.

(69) クラトチウィル (Fiedrich Kratochwil) は、「地位 (status) としての主権」、すなわち「他者から帰属を認められることとしての主権」として主権の概念を捉える必要を説いている。主権は、「事実の事柄のためのラベルとして機能するのではない。ある特権、権利と義務が、資格を有すると認められるアクターに対して合意され、そして帰せられる地位の属性を代表するものである。」Fiedrich Kratochwil, “The Genealogy of Multilateralism: Reflections on an Organizational Form and its Crisis”, in *Multilateralism under Challenge? Power, International Order, and Structural Change*, p. 144.

せるだけの「意志と能力」があるかどうかである。そして、メンバーとして資格を問う、それを義務の履行の観点から判断するということは、その共同体におけるメンバーシップと秩序の結びつきを問うことに他ならない。それでは、共同体の秩序においてどういった義務が問われるのか。冷戦期の対外主権から冷戦後の対内主権へとという上述のような主権の解釈の変化は、そうした主権国家に求められる義務の観念の変化を如実に示すものである。

国際社会におけるメンバーシップの概念、とりわけ主権に含まれたその意味を考察する前に、国際社会における国家の主権承認の歴史的推移を概略的に記述しておく。⁽⁷⁰⁾ 17世紀半ばのウェストファリア条約において、国家が互いに主権を承認し合い共存をはかるといふ、いわゆる主権国家体制が成立した。19世紀初頭に成立したヨーロッパ協調は、大国間の協調であり、国際秩序を担うことが可能である大国のみがその特別な責任のもとに主権を認める権利を有するとされた。その後、徐々に欧州において主権国家の数は増えていったが、主権の承認は大国によって事実上行われていた。そして第一次世界大戦後、欧州外にも主権国家は拡大していく。国際連盟において、民族自決の原則が認められ、旧植民地の独立が認められるようになったが、依然として信託統治という概念が残った。それは、主権国家としての役割や義務を担うことができないとされる地域に対して、主権国家（大国である宗主国）が監督的・指導的に統治を行うというものであった。「文明の基準（standard of civilization）」の論理が依然として維持されたのである。第二次世界大戦後、脱植民地化の波が押し寄せ、主権国家は一気にグローバルに拡大した。そこで主権の承認を事実上担っていたのは、⁽⁷¹⁾ 普遍的国際機構である国連であった。

(70) これにあたって、とりわけ以下の文献を参照。吉川元『民族自決の果てに —マイノリティをめぐる国際安全保障—』有信堂 2009年, Barnett, *International Humanitarian Order*, *op.cit.*, pp. 45-62.

(71) Geoffrey Wiseman, “Norms and Diplomacy: The Diplomatic

国連には、「平和愛好国」であると宣言するだけでほぼ無条件に加盟が認められた。⁽⁷²⁾ 実際の統治能力など国家としての内実が問われることなくである。結果として、主権国家としての地位を手に入れた新規独立諸国は、国連において大多数を占めるようになり、数の力を利用した外交を積極的に展開するようになる。

これらの新規独立諸国が主権という権利に伴う義務を果たすよう求められていなかったかという点、決してそうではない。国際平和を志向するということ、すなわち対外主権に関連する諸原則に基づき国家間関係を安定化させるという意味において、最小限度ながらも国際秩序を担うことが諸国家には期待されていた。ルース＝スミットは、こうした国際秩序を「平等主義的レジーム (equalitarian regime)」と呼んだ。そして、それを「法的な平等性」と「物理的な不平等性」が一致しない「矛盾した不可解なレジーム」であると特徴づけた。この平等主義的レジームの下では、主権国家が劇的に増加したにもかかわらず、国家間の伝統的な戦争は大幅に減少した。つまり、このレジームにおいても、諸国家の義務の観念に基づく一定の秩序作用が機能していたと、ルース＝スミットは⁽⁷³⁾ 説明するのである。

冷戦後、国際社会の正当なメンバーとしての資格という観点から、主権を捉えようとする考え方が復活するようになる。しかし上述のように、既にほとんどの諸国家が法的には独立国家として主権を有している。にもかかわらず、国際社会におけるメンバーシップを主権と結びつけて考えるというのは何を意味するのか。そのメンバーシップとは、ルース＝

Underpinnings of Multilateralism”, in James P. Muldoon Jr., JoAnn Fagot Aviel, Richard Reitano and Earl Sullivan (eds.), *The New Dynamics of Multilateralism: Diplomacy, International Organizations, and Global Governance*, Westview Press, 2010, pp. 9-10.

(72) 国際連合憲章第2章第4条1。

(73) Christian Reus-Smit, “Liberal Hierarchy and the Licence to Use Force”, in *Force and Legitimacy in World Politics*, pp. 71-76.

国際的な共同体におけるメンバーシップ

スミットの言う「平等主義的レジーム」のそれとは異なる、諸国家間で序列が存在するような階層化された社会のそれである。さらに言うなら、「より制限された不平等なメンバーシップ」となる⁽⁷⁴⁾。

メンバーシップを問う背景には、選ばれたメンバー間で秩序を形成しようという企図が見え隠れする。「正しいメンバーシップは、今日国際的な正当性の全体的な試みの大黒柱となっている」とクラークは述べている。その「正しいメンバーシップ」が言わんとするのは、国際社会において、あるべき秩序があって、それに基づくあるべきメンバーシップがあるということである。それは、冷戦後の新しい国際秩序をともに担う資格を問い、より具体的には、その責務を果たすだけの意志と能力を求めるものである。クラークは、今日の「正しいメンバーシップ」を説明するにあたって、国内の正当性と国際的な正当性がかつてなく緊密になっていると指摘している⁽⁷⁶⁾。つまり、国家の属性が国際的な行動の正当性に関連づけられ、究極的には、前者の質が後者の正しさを保証すると考えられるようになってきているというのである。冷戦後、国家の対内的側面である統治のあり方や能力が問われるようになったのは、こうした理由による。今日、「正しいメンバーシップ」を決定づけるのは、「グッド・ガバナンスの民主的な基準 (democratic standards of good governance)」への合致如何であるとクラークは説明している。そしてその具体的な基準として、グローバルな市場経済への適応性、法の支配と人権の尊重を保証する民主的な政治体制、意思決定プロセスの透明性と説明責任を果たす政府を挙げている⁽⁷⁷⁾。

諸国家の規律正しい順応的な行動の理由を、共同体のメンバーシップに求める考えに新奇性はない。フランクが問うた「規則の正当性」もそ

(74) Clark, *op.cit.*, p. 180.

(75) *Ibid.*, p. 182.

(76) *Ibid.*, pp. 174-175, 188.

(77) *Ibid.*, p. 174.

うした着想に基づくものであった。強制的な執行力の不在にもかかわらず、諸国家によって規則が一般的に遵守されるのは、つまるところ、国際的な共同体においてそれらが正当なメンバーたる「承認」を希求するゆえである。フランクは言う。「国際システムの規則が遵守を義務づけられる」のは、「それらがクラブ内部の規則のようだからである。クラブにおけるメンバーシップは、社会的に承認された特権と義務を伴う望ましい地位を授与する。それはクラブのメンバーでありたいという願望であり、メンバーシップの地位から恩恵を受けたいという願望であり、すなわち、順応的な行為の最終的な動機付けとなるものである。……要するに、諸国家が尊重するように導くのは規則の正当性なのである。⁽⁷⁸⁾」

2. 2 「保護する責任」とメンバーシップの「承認」

2. 2. 1 「保護する責任」の概念的発展

こうした変化を最も象徴的に示すのが、「保護する責任」という概念の登場であろう。前述のコソヴォへのNATOの軍事介入後、人道的介入の正当性に関する論争が収拾を見せない中で、⁽⁷⁹⁾カナダ政府の提唱によ

(78) Franck, *The Power of Legitimacy among Nations*, *op.cit.*, p. 38.

(79) コソヴォ危機が深刻化する中、1999年4月22日にブレア元英国首相は、訪問先のシカゴで演説を行い、武力介入に関する新しいアプローチの必要性を説いた。それは後に「国際的な共同体のドクトリン (“Doctrine of the International Community”）」と呼ばれるようになる。ブレアはそこで次のように述べた。「我々が今日直面している対外政策上の最も喫緊の問題は、他の人々の紛争に積極的に関与すべき状況を特定することである。不干渉は、長らく国際秩序の主要な原則とみなされてきた。そしてそれは、我々がすぐさま捨てようとするものではない。……しかし、不干渉の原則は、重要な点において制限されなくてはならない。ジェノサイドの行為は、決して純粋に国内問題ではあり得ない。圧政は、近隣諸国を揺るがす難民の大量の流出をもたらし、国際の平和と安全にとっての脅威だと適切に描写され得る。体制が少数者の規則に基づくとき、正当性を失う。」そしてブレアは、武力介入に踏み切る際に検討すべき次の5つの指針を提示した。

①事例の質、②外交的手段をすべて尽くしたこと、③軍事的な実行可能性、

り、「介入と国家主権に関する国際委員会 (International Commission on Intervention and State Sovereignty: ICISS)」が設置された。この ICISS によって政策提案されたのが、保護する責任という概念である⁽⁸⁰⁾。保護する責任の主たる論理はこうである。住民の保護という主要な責任は、本来主権国家にある。しかし、主権国家にその責任を果たす意志と能力が欠如しているとき、それに代わって国際社会がその責任を果たす。ICISS の報告書にあるように、それは主権国家の保持する権利と義務を明確化した上で、主権国家に対して国際社会が介入に踏み切らざるを得ない場合の条件を整理する試みであった⁽⁸¹⁾。

この保護する責任に関する議論は、その後、国連を中心に受け継がれていくことになる⁽⁸²⁾。それは、上述の ICISS の報告を受け、アナン (Kofi

④長期的な関与の用意、⑤国益とのいくらかの一致。これらは、以下に挙げる ICISS での軍事介入の6つの基準の先駆けとなるものであった。Tony Blair, “Doctrine of the International Community”, Chicago, April 22, 1999. (<http://www.britishpoliticalspeech.org/speech-archive.htm?speech=279>).

(80) 保護する責任という概念を提案した文書として以下を参考。International Commission on Intervention and State Sovereignty, *Responsibility to Protect: Report of the International Commission on Intervention and State Sovereignty*, the International Development Research Centre, 2001.

(81) ICISS では、軍事介入に踏み切る際の6つの基準が記されている。それは、①正しい権威 (right authority), ②正しい理由 (just cause), ③正しい意図 (right intention), ④措置の最終性 (last resort), ⑤手段の均衡 (proportional means), ⑥合理的な見通し (reasonable prospect) である。Ibid., pp. 32-37. なお、こうした基準に関しては、いわゆる正戦論 (just war theory) をもとにしているという批判も存在する。Richard Falk, “Legality and Legitimacy: the Quest for Principled Flexibility and Restraint”, in *Force and Legitimacy in World Politics*, p. 40. 他方、2005年の国連首脳会議の成果文書では、ジェノサイド、戦争犯罪、民族浄化、人道に対する罪の4つが介入すべき具体的事例として挙げられている。

(82) 保護する責任の概念の発展過程に関しては、以下が詳しい。川西晶大『『保護する責任』とは何か』『レファレンス』平成19年3月号、13-27頁、政所大輔『『保護する責任』概念の形成』『国際公共政策研究』14巻1号2009年9月、221-235頁。

Annan) 国連事務総長(当時)の諮問の下で発足したハイレベル委員会(High-Level Panel)において、保護する責任が議事として取り上げられたことに始まる。そして2004年12月に提出されたハイレベル委員会による報告書「より安全な世界—我々の共有する責任—(“A More Secure World: Our Shared Responsibility”)⁽⁸³⁾」では、保護する責任の概念がICISSの提案に沿う形で取り入れられた。その翌年、アナン事務総長は、国連設立60周年を記念して開催される国連首脳会議に向けた報告書「より大きな自由を求めて(“In Larger Freedom: Towards Development, Security and Human Rights for All”)(2005年3月)を発表したが、その報告書の中でも保護する責任への支持を表明している⁽⁸⁴⁾。そうしたアナン事務総長の保護する責任への一貫した積極姿勢は、その国連首脳会議の成果文書(“2005 World Summit Outcome”)においても改めて反映されることになった。

2007年1月に、アナンに代わって国連事務総長に就いた潘基文は、就任にあたって保護する責任に意欲的に関与していくことを表明している。潘事務総長は、2007年12月に保護する責任を専門に担当する「保護する責任国連事務総長特別顧問(Special Adviser on the Responsibility to Protect)⁽⁸⁵⁾」を新設し、初代特別顧問に米国のラック(Edward Luck)を

(83) “A More Secure World: Our Shared Responsibility”, Report of the High-level Panel on Threats, Challenges and Change, UN Doc. A/59/565 (2 December 2004). 「保護する責任」は同報告書のさまざまな項目において言及されているが、それ自体の項目としては65-66頁を参照。

(84) “In Larger Freedom: Towards Development, Security and Human Rights for All”, UN Doc. A/59/2005 (21 March 2005). 「保護する責任」はパラグラフ135に明記されている。

(85) 保護する責任国連事務総長特別顧問と緊密に連携して業務を行うジェノサイド及び大量殺戮担当特別代表(Special Representative for the Prevention of Genocide and Mass Atrocities)も同時に新設され、デン(Francis Deng)がその職に就いた。デンは、保護する責任のもととなる「責任としての主権」という概念の提唱者である。

任命した。そして2009年1月には、「保護する責任の履行 (Report of the Secretary-General: Implementing the Responsibility to Protect)」と題する事務総長報告を国連総会 (第63回) に向け提出した。⁽⁸⁶⁾ 同報告書では、保護する責任をより実践的な概念にする必要性が強調され、そのための3つの主要な戦略が提案されている (①国家による保護の責任, ②国際的な援助と能力構築, ③適切な時期と断固とした対応)⁽⁸⁷⁾。

このように保護する責任が国連において概念的な発展を見せていく中、深刻化するリビア情勢を受け、その文民保護に向けた実践の機会が国連安保理下で決定されることになる。2011年2月、リビアに対する保護する責任の適用を検討した事務総長報告を受けて、国連安保理はリビア情勢に関する決議1970 (「リビア国民を保護するリビア当局の責任を想起」)⁽⁸⁸⁾ を採択した。しかし、現地情勢が改善しない中で、翌月には新たな決議1973 (国際の平和および安全に対する脅威を構成すると認定して、国連憲章7章下で「必要なあらゆる措置を講じる権限」を加盟国に付与)⁽⁸⁹⁾ の採択が行われた。こうして、保護する責任を名目とした武力介入が、英仏米主体の NATO を中心とする諸国によって実施に移されたのである。

以上のように、保護する責任の概念は、比較的短期間に国連を中心に広く受け入れられた。保護する責任では、住民である人々 (文民) を保護することが、主権を有する国家の主要な責任と位置づけられている。その責任は、「意志と能力」によって裏付けられていなければならない。よって、主権国家にその責任を果たす意志と能力がない場合、その国家

(86) “Report of the Secretary-General: Implementing the Responsibility to Protect, Follow-up to the outcome of the Millennium Summit, Integrated and coordinated implementation of and follow-up to the outcomes of the major United Nations conferences and summits in the economic, social and related fields”, UN Doc. A/63/677 (12 January 2009).

(87) 国連広報センターによる「保護する責任の履行 (A/63/677)」を参照。

(88) S/RES/1970 (2011) (26 February 2011).

(89) S/RES/1973 (2011) (17 March 2011).

に代わって国際社会がその責任を担うということになるのである。つまり、国家の主権たる「権利」は、住民を保護するという「義務」に拠っているという論理がそこでは前提となっている。

結果として、その義務を果たし得ない国家は、主権たる権利を一時停止させられる形で、国際社会からの介入も受け得る。国家に代わって国際社会が保護する責任を負うということが具体的に意味するのは、そうした事態だからある。その場合、その国家の主権は、それが属している国際的な共同体に一時的に返還されると解釈することもできる。つまり、国家に自ずと主権が備わっているわけではなく、その権利の前提として義務を果たす「責任」がある⁽⁹⁰⁾と議論することで、国家は、国際的な共同体から「承認」を受けて存在し得るという構図が浮き上がる。国家は、主権を介して人々を保護するという責任を負っているが、その主権たる権利は、承認を通して国際的な共同体に授与されたものである。したがって、主権国家は、保護する責任を対内的に住民にも負うが、対外的に国際的な共同体にも負うことになる。このように、保護する責任は、保護という責任を媒介として、主権国家の有する「権利と義務」の関係を国際的な共同体の中に位置づけようとする試みであると言える。

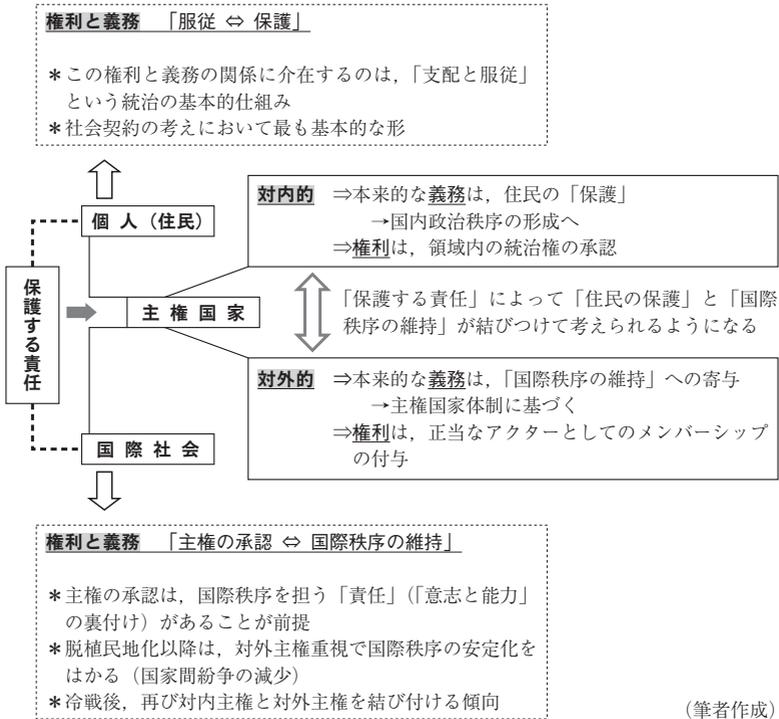
2. 2. 2 「保護する責任」における主権国家の「権利と義務」

冷戦後、主権の概念に関して、対外主権の偏重から対内主権を含めたより包括的な解釈への移行が見られた。新たな主権制限論や人道的介入の議論は、その端的な例である。この背景には、人権概念の浸透とグローバル化による相互の脆弱性の増大という脅威認識の変化があろう。「権利としての主権」から「責任としての主権」という保護する責任の基本的な着想⁽⁹¹⁾も、こうした主権の再解釈の試みの過程において生じたのである。

(90) 千知岩正継「人道的介入論の最近の動向とその課題－『介入する権利』から『保護する責任』へ－」『政治研究』第51号 2004年3月、176頁。

(91) 主権国家としての「権利」は、その「責任」に由来するという保護する責任のもととなる考えを提起した文献としては以下を参照。Francis M.

「保護する責任」の概念における「権利」と「義務」の関係性



保護する責任では、「責任」は二段階（まずは主権国家、続いて国際社会）において存在する。しかし、上述のような人道的介入に対する懸念や ICISS における主権の再解釈の議論にあるように、保護する責任の主眼は、主権国家にその責任を問うことにある。すなわち、主権に見合う意志と能力があるか否かを問うものである。そして、保護するという基本的な責任を果たすことこそが、統治を行う上での権威の源泉となるという考えがそこでは基本⁽⁹²⁾になっている。

Deng et al., *Sovereignty as Responsibility: Conflict Management in Africa*, The Brookings Institution, 1996, pp. 1-2.

以下、『保護する責任』の概念における「権利」と「義務」の関係性⁽⁹³⁾を参考にしながら議論を行う。国家は、住民に「保護」を提供するという義務と引き換えに、住民から「服従」を得て統治を行う権利を獲得する。これは、ホブソンのそのように、社会契約論の最も基本的な形である⁽⁹⁴⁾。他方、国家は、国際社会に対して、他の諸国とともに「秩序」を支えるという基本的な義務を負っている⁽⁹⁵⁾。そうした義務を遂行する「意志と能力」があるとみなされる場合、国際社会を構成する他の諸国からその国家に「主権」という権利が承認される。このように、主権国家たり得る国家は、対内的な責任として住民の保護を、そして対外的な責任として国際秩序の維持への寄与を、もとより負ってきたのである。

これを明示的に示したのが、保護する責任という概念である。国内における人々の「保護」と国際における「秩序」の両方の責任が、その概念においては結びつけて考えられている。上述のように、主権国家は、住民の保護を、国内に対しても国際社会に対しても負っている。そして、それこそがいまや国家の主権的な権威の国内的な正当性と国際的な正当性の源泉になると考えられている。それでは、国内における住民の保護と国際的な秩序の維持は、その概念においてどのように関連づけられて

(92) 保護する責任の権威の正当性に関する議論は、以下を参照。千知岩正継『『保護する責任』の意義と課題－正当性と権威の概念を手がかりに－』『社会と倫理』第22号 2008年、10-25頁。

(93) 共同体における「権利と義務」の関係を議論するにあたって、ハート(H. L. A. Hart)の「利益と犠牲」という法的概念を参考にした。H. L. A. ハート(著)矢崎光圀(翻訳)『法の世界』みすず書房 1976年、197-198頁。

(94) オーフォード(Anne Orford)によれば、保護と国家の権威を結びつける発想は新しいものではない。例えば、ホブソンの社会契約論は、統治者の「権威」を臣民の「保護」に根拠づけるものであった。Anne Orford, “Lawful Authority and the Responsibility to Protect”, in *Legality and Legitimacy in Global Affairs*, pp. 254-258, 264.

(95) ブル 前掲書、274-275頁。

いるのだろうか。

保護する責任は、住民の保護という人権の最も基本となるところで、国家主権の対内的な側面（対内主権）と対外的な側面（対外主権）を結びつけようとする冷戦後の趨勢のひとつとして捉えることができる。その国家が住民の保護を果たし得ないとき、国際社会がそれに代わって果たすという、その二段階の責任の想定がそれを物語っている。そして、住民を保護するだけの意志と能力を欠く国家は、国際社会にとっても見過ごすことはできない。⁽⁹⁶⁾なぜなら、それによる国内秩序の混乱は、周辺地域やグローバル社会全体にとっての脅威の源泉となり、国際秩序の攪乱要因となるからである。⁽⁹⁷⁾後述するように、「強い国家」から構成される国際的な秩序はより安定的だという命題に、それは反することになる。よって、人々の「保護」という最も基本的な対内的な義務でさえ果たす意志と能力のない国家は、その住民を苦しめるばかりでなく、「国際秩序」を乱さないという最低限度の対外的な義務も果たせておらず、他の諸国や人々にも害を及ぼす可能性すらあると考えられるのである。「義務」を果たせない場合は、それに随伴する「権利」にも反映されるべきだという議論は、こうして生じる。その結果、国家は、対内的には、国際社会からの介入を受けてその統治権が制限され、対外的には、独立国家としての外交範囲や国際機構の加盟資格に制約を受けることになる。⁽⁹⁸⁾このように、主権に伴う対内的権利（統治権）と対外的権利（社会的なメンバーシップ）は、改めて関連づけられているのである。

(96) 「責任」における「意志と能力」という考え方に関しては、ハートの法的な責任に関する議論ならびにクワコウの政治的な責任に関する議論を参考にした。ハート 前掲書、197-198頁、クワコウ 前掲書、63頁。

(97) Blair, “Doctrine of the International Community”, *op.cit.*

(98) 岩田将幸「欧州における『安全保障共同体の拡大』の試み — 欧州諸機構の『拡大』と『安全保障共同体の創設』をめぐる考察 —」『六甲台論集 法学政治学篇』第52巻2号 2005年11月、1-31頁。

2. 2. 3 保護という「責任」に由来する権威の問題

保護する責任の概念では、主権国家、国際社会と、なぜ二段階の責任が設定されているのか。前述のように、その主眼は、主権国家にその責任を果たすよう強く働きかけることにありと考えられる。統治に関する権威は、もとより国家にある。国家には、統治に関する直接的な支配の形態が存在しており、「保護と服従」という「権利と義務」の関係は明瞭である。保護する責任では、国連を中心とした概念的発展の経緯からも分かるように、反主権的なニュアンスは注意深く抑えられている⁽⁹⁹⁾。それが「人道的介入」と「保護する責任」との本質的な相違である。ただ、主権国家たる責任を果たせないとき、国家はその主権が問われる。結果として、人道的介入と同様の結論に到る場合も想定されるのである⁽¹⁰⁰⁾。

責任の所在が、二段目の国際社会の責任に至る際、権威に関する問題が浮上する⁽¹⁰¹⁾。なぜなら、対外的な主権と対内的な主権を併せ持つ国家とは違って、具体的に誰が住民に対して権利と義務の関係を有するのか明瞭ではなくなるからである。実際には、一時的であれ、国際社会の名のもとで外国人の統治下に置かれることになろう。しかし、善意に基づくという前提もあって、外国人行政官の統治下において発生する諸問題

(99) フォーク (Richard Falk) によれば、「人道的介入」を「保護する責任」という規範的な言葉に置き換えることによって、ICISSは、ポスト植民地的な懸念に答えようとした。そうした言葉のシフトに加え、その目先の対象が諸国家から国際的な共同体へ移されることで、保護する責任の概念は、国連システムの枠内で議論されることになった。Richard Falk, "Introduction: Legality and Legitimacy -Necessities and Problematics of Exceptionalism-", in *Legality and Legitimacy in Global Affairs*, p. 11.

(100) フォークは、人道的介入と保護する責任に関して、言葉は変わったものの、両概念は、人道目的で介入を実施する際の原則枠組みを形成しつつ、武力行使を最小限に留めようとするという点では類似していると指摘している。Falk, "Legality and Legitimacy: the Quest for Principled Flexibility and Restraint", *op.cit.*, p. 40.

(101) 千知岩正継『「保護する責任」を司るグローバル権威の正当性 -国連安保理と民主主義国協調-』『国際政治』第171号 2013年1月, 114-128頁。

(汚職や駐在部隊員による犯罪など)の責任の所在は、往々にして明確にされない。⁽¹⁰²⁾それが現地住民との関係において有する権威の拠り所もまた不明である。⁽¹⁰³⁾

保護する責任の概念が生まれるきっかけとなったのは、国連安保理の承認のない人道的介入に伴う諸問題（正当性と合法性の乖離など）であった。しかし、その概念が推進されてきたのは、主として国連の事務局あるいは国連総会である。そして、保護する責任の実際の発動の決定権限を有しているのは、リビアの事例を見ても分かるように、国連安保理である。さらに、そうした措置を実施するのは、他の地域機構や有志連合といった諸国からなる多国間の枠組みであろう。主権国家に代わって国際社会が住民を保護する責任を担うとは言っても、その経緯と実態は、このようなつぎはぎで構成された文脈の中にある。

他方で、保護する責任という概念によって、主権国家体制にありながらも、「個人（住民）」と「国際社会」のつながりを想起することが可能になる。上図に示されるように、「国家と個人」そして「国家と国際社会」をつなぐ発想や制度は存在してきたが、「個人と国際社会」を直接つなぐそれらはかなり稀薄であった。そしていざ国際社会が保護する責任を担う際の現実的状况からも分かるように（それが原則から実践に移されるにつれてなおさら）、国際社会の明確な輪郭や実体ははっきりしない。⁽¹⁰⁴⁾しかし、保護する責任の概念においても、それを明確化すること

(102) Orford, “Lawful Authority and the Responsibility to Protect”, *op.cit.*, pp. 266–267.

(103) オーフードによれば、実際に人々を保護するには能力の問題が付随する以上、保護する責任は、その権威の根拠を国家と国際的な共同体の両方に置かざるを得ない。Anne Orford, *International Authority and the Responsibility to Protect*, Cambridge University Press, 2011, p. 16.

(104) 古谷修一は、「国際共同体」に関して、その実態は必ずしも問われてこなかったと指摘している。国際共同体という概念は、個別利益より上位にある普遍的利益を擁護する場合に、主にレトリックとして用いられてきた。つまり、それは、しばしば政治的なシンボルとして概念操作され、正

は意図されていない。その二段階の責任の設定が意味せんとするところは、主権国家の立脚する「位置」（国家が、個人と国際社会との間でそれぞれ有する「権利と義務」の関係）を再定義し、それに伴う「責任」（国家が、個人と国際社会のそれぞれに対して負う責任）があることを明らかにすることであろう。それによって、主権国家が国際的な共同体を構成するメンバーであるという観念が、よりはっきりと輪郭づけられる。さらに、人々を保護する責任は、その共同体のメンバーに付随する義務であり、その義務を果たすようそれから委ねられているという意識を、国家に抱かせることになるのである。

その結果、主権国家を介在として、国際社会と個人はつながれる。それと同時に、国家の個別的利益よりも上位にある普遍的な利益の存在が想起される。たとえそれが「保護」という基本的な権利の最小限度の価値によるものに過ぎなくてもである。この概念に示される価値の共有の程度は、諸国家が実際に一致して決定・行動できる範囲を表わしている。つまり、保護する責任は、主権国家体制に特有の秩序が優先される中にあっても、国内と国際の両方の次元から人々の保護を可能にしようとする概念である。換言すれば、現行の国際システムの枠内で、「国家の安全保障」だけではなく「人間の安全保障」まで担保しようとする試みだと言えるのである。⁽¹⁰⁵⁾

3. メンバーシップにおける「包括」と「排除」の問題

3. 1 メンバーシップに付随する「権利」と「義務」の観念

メンバーシップを共同体における権利と義務との関係から説明しよう

当化のために用いられる一種のイデオロギーとして機能してきた。したがって、それが言及される際には、そのときどきの政治的力学や背景が存在する。古谷修一「イデオロギーとしての『国際共同体』」大沼保昭（編）『国際社会における法と力』日本評論社 2008年、155-189頁。

(105) 吉川元「国際平和と人間の安全は両立するのか」『社会と倫理』第22号 2008年、82-84頁。

とする試みは、もともとは国家内部における正義論の範疇でなされてき⁽¹⁰⁶⁾た。なぜ正義論においてメンバーシップの問題が取り扱われてきたのか。それは、共同体における「配分的正義」を実現するに際して、誰が正当な権利を有するかが問われるからである。そこでメンバーシップは「成員資格」と翻訳されるように、共同体を構成する正当な資格の保有者ということになる。実際、メンバーシップは、国内においては「市民権」あるいは「国籍」という法的な資格において具現化される。分配的正義の議論が国際に先んじて国内で発展してきたのは、主に次の二つの理由による。まず、市民権という形で、財の配当の対象になるメンバーがはっきりと確定できるからである。次に、強制的な執行力を有する中央集権的権力に支えられた具体的な分配システムが存在しており、その措置を⁽¹⁰⁷⁾確実に執行できるからである。

公正さという観点からすれば、分け隔てなくすべての住民が対象になるべきところを、市民権という形で領域内の住民を分断して特定の人々（市民権を有していない外国人など）を排除する。これは正義の問題を生ぜしめる。それでは、この正義の要請と矛盾する法的な資格は、いかにして正当化されるのだろうか。コミュニタリアン的な正義論の代表的論者であるウォルツァー（Michael Walzer）は次のように述べている。「成員資格が重要なのは、政治的共同体の成員が相互に負っている義務と、その他の者には負っていない……義務のためである。彼らに義務がある第一のものは、安全と福祉の共通の用意である。この主張は逆に言うこともできよう。共同の用意が必要なのは、それが私たちに成員資格の価値を教えてくれるからである、と。もしも私たちが相互に必要なものを供給するのでないなら、また私たちが成員と部外者の間の区別をな

(106) リチャード・シャプコット（著）松井康浩・白川俊介・千知岩正継（翻訳）『国際倫理学』岩波書店 2012年、103-105頁。

(107) 浦山聖子「グローバルな分配的正義と国家のメンバーシップ」『法哲学年報』有斐閣 2012年、31-32頁。

んら認めないのなら、私たちは政治的共同体を形成し維持する理由はまったくくないであろう。」⁽¹⁰⁸⁾

このように共同体において権利と義務は表裏一体をなしており、そこで義務を負担しているからその犠牲の下で権利を享受する資格があるという議論の仕方は、契約論的である。⁽¹⁰⁹⁾しかし、出生によって人は甚だしく異なる扱いを受けるべきでないという正義の根本的な要請に、それは矛盾する可能性がある。しかも、法に則った「正当な資格」を有する市民のみを分配的正義の対象とするということは、それ以外の人々を「正当な排除」の対象にするということを意味する。

こうした「包括」と「排除」をもたらす共同体の存在に関して、否定的な側面ばかりが強調されているわけではない。とりわけ、国内のそれよりもはるかに多元的である国際的な共同体を対象とする場合、その傾向が一層強くなる。例えば、フランクは、国籍に関する規則に対して、「個人の生命における機会をひどく歪めて」おり「ひどい不公正さを促進」するとしながらも、「それらの正当性に関する国家の認識を害するものはほとんどない」と述べている。⁽¹¹⁰⁾なぜなら、「こうした規則が遵守されるのは、……諸国家間の秩序的で予測可能な相互作用という世俗的システムにとって明らかに重要だからである。」⁽¹¹¹⁾

このような共同体が存在して初めて正義も実現できるという論理は、従来の国際平和、すなわち諸国家間の共存に基づく平和という議論において典型的に示されてきた。それは、国家の「生存」を保障する諸国家間の「共存」があって、国家に暮らす人々の「生存」がある、という議論である。フランクは、国際社会のようなあまりに多元的な共同体にお

(108) マイケル・ウォルツァー（著）山口晃（翻訳）『正義の領分 一元性と平等の擁護』而立書房 1999年、109頁。

(109) 例えば、ロールズ（John Rawls）などがそうした主張を行っている。浦山 前掲論文、31-32頁。

(110) Franck, *The Power of Legitimacy among Nations*, *op.cit.*, p. 232.

(111) *Ibid.*, p. 245.

いては、それぞれの共同体の生存にまずは至高の価値が置かれるべきだと主張した。⁽¹¹²⁾ こうした考え方は、人々の保護という最小限度の価値の共有に重きを置き、その責任は第一に国家にあるとする、保護する責任の概念にも根を下ろしている。ブルが、国際秩序に関して、共同体に属する諸国家がその共存を最優先の利益として掲げ、そのためにさまざまな規則や制度を発展させてきたと論じたのは、こうした文脈であった。主権国家体制の維持こそが諸国家間でこれまで正当な目的とされてきたことを、それは示しているのである。⁽¹¹³⁾ 他方、クラークは、冷戦後の新しい政治力学において、国際社会のメンバーシップと国際秩序とを積極的に関連づける考え方が出現してきたと看破している。以下に述べるように、包括と排除の論理がそうした新たな考え方の鍵となっているのである。

3. 2 メンバーシップによる社会化の機能

包括と排除の論理は、前述の「正しいメンバーシップ」の議論において主要な軸をなしている。その「正しい (rightful)」という語が示すように、それは正当な資格に基づくことを意味する。クラークに言わせれば、前述の「グッド・ガヴァナンスの民主的な基準」に照らして、諸国家に対する国内的な正当性のテストが行われる。⁽¹¹⁴⁾ そして、その正当性のテストで認定を受けた国家のみが、その国際社会の正当なメンバーとして改めて承認されるのである。いわば、より選抜的かつ制限的な国際社会において主権の再承認を受けることになると言えよう。その「正しいメンバーシップ」を機能させる中心的な動力となっているのが、「社会化」の機能である。⁽¹¹⁵⁾ 社会化とは、主導的な諸国家が形成してきた特定の

(112) *Ibid.*, pp. 243-244.

(113) ブル 前掲書, 84-93頁。

(114) Clark, *op.cit.*, p. 174.

(115) 国際機構における社会化の機能を扱った論考としては、以下を参照。
Alexandra Gheciu. "Security Institutions as Agents of Socialization? NATO and the 'New Europe'", *International Organization*, 59 (4), Autumn 2005, pp.

規範や適切な行動のパターンを内部化することを指す。⁽¹¹⁶⁾そこで国際社会は、特定の規範や適切な行動につとめて順応するよう働きかけるが、その際に主要な誘引となるのは、メンバーシップという地位に由来して得られる利益や恩恵である。

このようなメンバーシップを誘引にした社会化の促進が典型的に見られたのは、NATO や欧州連合 (EU) など欧州の主要な地域機構の拡大であろう。⁽¹¹⁷⁾冷戦後、バルカン半島での紛争や戦争をはじめとする地域情勢の流動化を受けて、欧州地域全体を安定化させる必要性が認識されていた。それに対応するための最善の外交政策が、NATO と EU を筆頭とする地域的な諸機構の拡大であったと言われる。⁽¹¹⁸⁾実際、西欧諸国が中心となって形成してきたこれらの諸機構は、平和と繁栄の核となって中東欧の諸国家を引き付ける効果を有していた。さらに、それらの諸機構が提供する経済的支援や通商上の特権と相俟る形で、それらのメンバーシップには一層強力な磁力が働いた。その結果として、加盟を希望する中東欧諸国の社会化を促進することになったのである。⁽¹¹⁹⁾こうした欧州地域の国際機構のほか、経済通商分野でも、メンバーシップを用いた特定の社会化の促進が顕著に見られた。その事例としては、冷戦後、貿易の自由化を促進する世界貿易の共同体となった WTO の加盟資格問題や、世界銀行における援助政策の基本方針などが挙げられよう。⁽¹²⁰⁾

973-1012.

(116) Clark, *op.cit.*, p. 173.

(117) 岩田将幸「NATO と EU - 欧州の拡大 -」吉川元・首藤もと子・六鹿茂夫・望月康恵 (編)『グローバル・ガヴァナンス論』法律文化社 2014 年, 70-81頁。

(118) Karen E. Smith, “Chapter 13: Enlargement and European Order”, in Christopher Hill and Michael Smith (eds.), *International Relations and the European Union*, Oxford University Press, 2005, pp. 271-274.

(119) Ole Wæver, “Insecurity, Security, and Asecurity in the West European Non-war Community”, in Emanuel Adler and Michael Barnett (eds.), *Security Community*, Cambridge University Press, 1998, p. 99.

国際的な共同体におけるメンバーシップ

クラークは、正当性という概念が、「包括」よりも「排除」のための手段として意図的に用いられてきたと指摘する。クラークが「正しいメンバーシップ」という言葉を用いるのも、国際社会にそうした「排除の論理」が存在することを表わすためである。前述の社会化の促進という議論には、合理的な判断ができる国家なら、冷戦後に生じた政治的力学の中で、少なくとも排除されるような選択はしないという暗黙の前提が見て取れる。「正しいメンバーシップ」を有していない国家は、たとえ国連に加盟していて表向き独立国家として扱われても、より狭義の実質的な国際社会に属していないか、条件つきで属している不完全なメンバーだとみなされる。「弱い (weak / vulnerable) 国家」, 「破綻国家」, 「無法者 (outlaw) 国家」, 「ならず者国家」というようなカテゴリー別または段階的なラベリングは、それを象徴するものであろう。

このように、国際社会のメンバーシップに一種の階層構造が生じている。そこに、主導的な諸国家による「階層化した国際社会 (hierarchical international society)」を創造しようとする企図があるとクラークは指摘する。それは、中心と周辺、インサイダーとアウトサイダーから構成される国際社会である。そして、誰がその完全なメンバーに値し、誰がそうでないかという問いは、国際政治上の強力な「アメとムチ」となり、新たな秩序を作り出そうとする契機になってきた。そこでは、不完全なメンバーとみなされる諸国家には、正しい処方箋に則った「治療」が必要だとされる。それに属してすらない諸国家には、「共存」ではなく

(120) 世界銀行における冷戦後のグッド・ガバナンスの取り組みに関しては、以下を参照。Jacqueline Best, “The ‘Demand Side’ of Good Governance: the Return of the Public in World Bank Policy,” in Jacqueline Best and Alexandra Gheciu (eds.), *The Return of the Public in Global Governance*, Cambridge University Press, 2014, pp. 97-119.

(121) Clark, *op.cit.*, pp. 175-176.

(122) *Ibid.*, p. 176.

(123) *Ibid.*, p. 177.

「変革」が迫られる。こうした「正しいメンバーシップ」に見られる階層化した国際社会の延長線上に、国際社会を代表する機関が直接的に指導監督する平和構築の議論があり⁽¹²⁴⁾、さらにその先には、力によるレジーム・チェンジを伴う人道的介入の議論がある。ここにクラークは、冷戦後、新たな国際秩序を形成しようとする主導的な諸国家の戦略があると説明する。それは、メンバーシップを契機とする正当性の概念のもとで「文明化」された国際的な行為を定義し、その基準をもとに共同体を再構築しようとする戦略である⁽¹²⁵⁾。

3. 3 メンバーシップによる誘引

ここで改めて問うておくべき前提があろう。それが主権の行使できる範囲や内容を減少させると知りつつも、なぜ国家は自らより完全なメンバーシップを欲するのか。以前であれば、国家が決定や行為の自律性を失うことは、その主権が制約されることを意味し、それゆえに国家はそうした行動を忌避するという言説が存在していた。しかし、いまやそれとは反対の言説が有力となっている。それは、主権を制約されることが国際社会のより正当なメンバーたる証であるというものである。こうした言説の転換をどう説明できるだろうか⁽¹²⁶⁾。

メンバーシップの資格条件を厳しく設定している特権的な国際機構に加盟している国家ほど、主権国家としての地位に揺るぎがない、いわゆる強い国家だという事実がある。EUを例とするように、そうした国際機構は、より統合が進んだ組織である。それは、主権国家が従来管轄権を有するとされてきた領域にまで介入できる制度を有する組織であることを意味する。換言すれば、主権を大きく制約する組織に加わることを

(124) Roland Paris, "International Peacebuilding and the 'Mission Civilisatrice'", *Review of International Studies*, 28 (4), October 2002, p. 653.

(125) Clark, *op.cit.*, p. 177.

(126) Hurd, *After Anarchy, op.cit.*, pp. 4-5.

望み、かつ喜んで迎え入れられる国家は、強い国家だということになる。つまり、確固たる主権を有している国家ほど、その主権を自ら解くことができるのである。この一見矛盾してみえる現象をどう解釈できるのか。それに答えることが、前述の問いに対する答えを導き出す上でひとつの鍵となろう。

まず、主権の解釈に変更が生じたということが挙げられる。今日、対内主権と対外主権は、より緊密に関連づけられている。対内主権が確立している国家は、外部からの浸透に対しても柔軟に対応する手段や能力があるゆえ、より開放的になることができる。これは、グローバル経済の命題にも通じる考えである。また、そうすることで対外的な行動に関してもより自由な選択肢が増える。こうした対内主権と対外主権を積極的に関連づける背景には、強い国家からなる国際秩序はより安定的だという着想がある。

次に、誰を対象に据えるのかというアクターの問題が挙げられよう。従来のように国家やその代表の政府といった共同体単位ではなく、その住民である人々に次第に焦点が向けられるようになってきている。そして、人々が直接恩恵を受けられるような制度なり政策なりが要請され始めている。上述のように、今日の国家の正当性の要件が「グッド・ガヴァナンスの民主的な基準」であるということとそれは関係している。

最後に、前述の二点を総括する意味でも、国家という存在の社会性に改めて注目する必要がある。制約を受け入れるということは、規範や原則が共有された共同体の一員となる証である。種々の規範や原則によって結ばれた共同体のメンバーシップを得ることは、「正当なアクター」だという承認につながる。国家が進んで制約を受け入れ義務を果たすことと引き換えに、共同体で得られる象徴的な（存在の証明や地位の獲得など）あるいは実質的な（通商上の利益や経済的な相互依存に伴う問題の解決など）恩恵が存在する。そして共同体の意思決定プロセスに参加することは、影響力を行使して自らの利益を反映させる上で欠かせない。

共同体における規則や制度の制定に、さらには規格や標準の設定に関与するのは、国家やその住民にとってますます重要だと考えられるようになってきている。こうした国家の社会性に関する理解は、合理主義的アプローチあるいは社会構成主義的アプローチのいずれからでも単独では困難である。両アプローチを結びつけてこそ説明が可能になるという理解も強まっている⁽¹²⁷⁾。

3. 4 メンバーシップと属性

共同体の論理を詰めていけば、早晩アイデンティティーの問題に行き着く。ウォルツァーによれば、共同体におけるメンバーシップは、「われわれ」が与えるものであり、したがって「われわれ」の理解によって規定される。そして我々の理解は、「われわれは何者なのか」を問うことに始まる。それは同時に、「彼らは誰なのか」を問うことでもある。こうした作業を通じて、我々は、自らが属する共同体の輪郭を掴むことができる。そして、その共同体のメンバーに共通する属性や資質を明らかにすることができるのである⁽¹²⁸⁾。

EUの拡大を議論するスジャーセン (Helene Sjursen) は、メンバーシップに関する問いがEUという政治共同体にとって核心となる問題であったと述べている⁽¹²⁹⁾。とりわけ冷戦後のEUの東方拡大は、メンバーシップの資格条件を新たに適用する機会であった。それゆえ、EUという組

(127) シンメルフェニヒ (Frank Schimmelfennig) は、EUやNATOの拡大に関して、共同体の構築 (community building) という観点に着目した議論を行っているが、その際、合理主義的アプローチと社会構成主義アプローチを融合させて説明する必要性を説いている。Frank Schimmelfennig, *The EU, NATO and the Integration of Europe: Rules and Rhetoric*, Cambridge University Press, 2003, pp. 18-66.

(128) ウォルツァー 前掲書, 61-63頁。

(129) Helene Sjursen, "Introduction: Enlargement and the Nature of the EU policy", in Helene Sjursen (ed.), *Questioning EU Enlargement: Europe in Search of Identity*, Routledge, 2007, pp. 1-2.

組織が存在する上での根本的な目的は何か、どのような価値がEUという組織ひいてはそれを構成する諸国家を特徴づけるのかという問いを（当時の）加盟諸国に突き付けたのである。つまり、「誰を受け入れるのか」という問いは、「われわれは何者か」という自問をそれらの諸国に促すことになった。⁽¹³⁰⁾ 実際、EUは東方拡大に際して、厳格な加盟基準や審査の過程を提示したが、それは「われわれと同様の他者」のみを受け入れるというEU加盟諸国の明確な意思表明であった。このように、受け入れるべきメンバーを問い加盟基準を設けることは、具体的にどの国を受け入れ、どの国を排除するかという問題を提起する。しかし、それを通して組織の存在理由や根本目的など、アイデンティティーに関わる問題もまた喚起されるのである。

EUをはじめとする制限的な国際社会のメンバーシップにおいて特徴的なのは、「世俗的」な「政治」共同体をそのモデルとして想定している点であろう。世俗的であり政治的であるということは、人工的であり交渉可能であることを意味する。つまり、たとえ西洋起源のモデルであっても、それは模倣可能な雛型であり、基本的には誰であろうと適用可能であるという前提が存在する。上述のEUの拡大において、主要な加盟基準は、①政治基準（民主主義の定着）、②経済基準（市場経済の機能）、③法的基準（EU既存法の集積）⁽¹³²⁾であった。EUの拡大においてもそうであったが、この世俗的な政治共同体がのモデルでは、少なくとも公的には排除を感じさせるような言質が巧みに回避されている。そして、こ

(130) Andrew Kidd, "Trust Building, Trust Breaking: The Dilemma of NATO Enlargement", *International Organization*, 55 (4), Autumn 2001, p. 806.

(131) EUの東方拡大の交渉過程に関しては、以下の文献が詳しい。東野篤子「EU拡大のダイナミズム－加盟交渉締結の道 2000-2002年－」『日本EU学会年報』第24号 2004年、96-124頁。

(132) EUが東方拡大に際して提示した公的な加盟基準（いわゆる「コペンハーゲン基準」）は、1993年6月のコペンハーゲン欧州理事会にて採択された。

うしたモデルの採用は、上述のように、メンバーシップの誘引をもって積極的に推奨されている。次の最終分節では、このような制限的な国際社会のメンバーシップの考えがなぜ冷戦後に復活し、それが強力に推進されるようになったのかを考察する。

3. 5 メンバーシップの形成の契機と背景

メンバーの資格を承認する権利を有しているのは誰なのか。クラークの言う制限的で階層的な「ミニ国際社会」を今日形成するのは、ウィーン体制下のような一握りの大国でもなく、包括的な国連でもない。⁽¹³³⁾ 多国間の枠組みを有する地域・国際機構である。⁽¹³⁴⁾ 実際には、各地域または各分野において、主導的な諸国家がそれらの多国間の機構を牽引しており、その加盟資格に関しても影響力を有しているという事実がある。しかし、その場合であっても、多国間の制度的枠組みの中であることが前面に打ち出される。⁽¹³⁵⁾ 今日、それらのメンバーシップに関する資格条件には、上述の「グッド・ガヴァナンスの民主的な基準」に集約される、多くの共通項が存在している。簡潔に言うなら、それは国家の対内主権の質を問うということになろう。例えば、EUの安全保障戦略（2003年）はこう記している。「国際社会の質は、その基礎となる諸政府の質に依拠している。我々の安全を保障する最善の保護は、よく統治された民主的な諸国家からなる世界である。グッド・ガヴァナンスを広め、社会的かつ政治的な改革を支援し、汚職と権力の濫用に対処し、法の支配を確立して人権を保護することは、国際秩序を強化する最良の手段である。」⁽¹³⁶⁾

このように、優れた対内主権の質を誇る「強い国家」からなる国際秩

(133) Clark, *op.cit.*, pp. 175.

(134) Kratochwil, "Leaving Sovereignty Behind?", *op.cit.*, p. 135.

(135) 岩田将幸「多国間主義における正当性の問題」『国際政治』第171号 2013年1月、33-34頁。

(136) *A Secure Europe in a Better World -European Security Strategy-*, Council of the European Union, Brussels, 12 December 2003, p. 10.

序はより安定的だという考え、さらにはそうした秩序形成に向けて積極的に関与していくという姿勢が、EUの安全保障戦略において明示されている。他方で、国家の体制に関しては、選択の自由が国際的に保証されている。「いずれの国も、他国によるいかなる形態の介入も受けずに、その政治的、経済的、社会的及び文化的体制を選択する不可譲の権利を有する」(友好関係原則宣言⁽¹³⁷⁾)のである。つまり、国家の体制選択の自由を保証する原則が存在する一方で、同質的な体制の諸国家からなる国際秩序を公然と目指す動きもまた存在している。これをどう説明することができるだろうか。

今日、主導的な諸国家が多国間の機構や制度を通して、「ミニ国際社会」のメンバーの承認を行っている。このメンバーシップという着想は、欧米を中心とする諸国家が抱えていた正当性の根拠におけるジレンマを解消しようという試みの中で生まれたとクラークは指摘する⁽¹³⁸⁾。クラークによれば、それらの諸国家は、自らの対外行動の正当性を模索する際、「国内的な民主的信任」と「国際的なコンセンサス」という二つの根本的に異なる根拠に依拠してきた⁽¹³⁹⁾。

まず、「国内的な民主的信任」に正当性の根拠を置くというのは、主権者である人々から民主的な承認を得るということである。裏を返せば、国際社会といった抽象的な漠たるものの中に、正当性は見出せないということになる。その結果、主権を有する人々の民主的な意思より、説明責任や民主的正当性を欠く国際社会の決定が優先されることに対して、疑念や抵抗感が呈されることがある。例えば、近年の米国の国連に対する不信感⁽¹⁴⁰⁾は、こうした正当性の根拠に対する懐疑に由来している。

(137) 友好関係原則宣言(正式名称は「国際連合憲章に従った諸国間の友好関係及び協力についての国際法の原則に関する宣言」)は、1970年10月24日に国連総会決議にて採択された。

(138) Clark, *op.cit.*, pp. 185-187.

(139) *Ibid.*, pp. 185-188.

(140) 国家による正当化は、国際社会に向けてと国内に向けての二つの次元

次に、「国際的なコンセンサス」に正当性の根拠を置くというのは、国際的な承認によってこそ国際的な正当性は獲得されるということである。国際的な正当性は、国際社会全体の特性であって、個々の国家のそれには還元され得ない。したがって、特定の国家の民主的信任よりも、国際社会という共同体の中で受け入れ可能なコンセンサスを模索し形成していくことが重要になる。国際的なコンセンサスを形成する場として、国連安保理を積極的に評価しようとするのは、こうした立場からである。⁽¹⁴¹⁾それは、「不完全であっても、国際社会の見解の唯一受け入れ可能な表現」⁽¹⁴²⁾だからである。

このように、国際的な正当性は、前者の見解に立てば、個々の国家の人々の民主的信任に由来することになり、後者の見解に立てば、国際社会のコンセンサスに由来することになる。つまり、両者の見解において、正当性が由来すべき根拠は根本的に異なる。こうしたジレンマを乗り越える議論として、より正当な国際社会とは、諸国家からなる主権国家全体ではなく、その内部にあるより制限された民主主義諸国からなる集合体⁽¹⁴³⁾を指すという主張が浮上してきたのである。

でなされる。しかし、米国のような覇権国家は、国内の論理を優先してそれを国際社会に強制し得る立場にある。Edward C. Luck, "The United States, International Organizations, and the Quest for Legitimacy", in Patrick Stewart and Forman Shepard (eds.), *Multilateralism and U.S. Foreign Policy: Ambivalent Engagement*, Lynne Rienner Publishers, Inc., 2002, pp. 47-50.

(141) クロードは、国連安保理が果たす中心的な機能に「集団的正当化」があると論じている。国連が世界の世論を代表するというのは、神話に過ぎない。それにもかかわらず、諸国家は、国連安保理に国際的な承認／不承認の印を押す審判としての権限を付与してきた。それは国連がほぼ「普遍性」を有する国際機構だからである。そしてその普遍性ゆえに、諸国家は「集団的正当化」という政治的機能を通して、国連安保理に「権威の解釈者」としての地位を委ねてきたとクロードは説明している。Claude, *op.cit.*, pp. 371-372.

(142) Clark, *op.cit.*, p. 186.

(143) こうした議論に関しては、以下の文献の参照。Allen Buchanan and

より制限的な「ミニ国際社会」は、「国内的な民主的信任」を有する諸国家から構成されるゆえに、そうした諸国から得た「国際的なコンセンサス」には、それらの諸国家の人々の民意が間接的ながらも反映される。つまり、国内的な民主的信任と国際的なコンセンサスの間の矛盾は、より解消へと向かうのである。さらに、ミニ国際社会においては、人々の民意がより反映されることで、人々からの直接的な要請を対象にしたより深い範囲や内容での「国際的なコンセンサス」が可能になるとも考えられる。それゆえ、国際社会におけるメンバーシップの問題は、なおさら重要になるのである。

以上のような議論は、冷戦後の国際政治環境において、主導的な地位にある諸国家が自らにとって有利な秩序を築こうとする契機において生じたものである。他方で、それは、国内と国際の間でこれまで別々に把握されてきた主権の概念を、正当性の観点からより整合的に捉え直そうとする一環であったとも言える。国家が主権を有するのは、国内にいる本来の主権者たる人々の存在ゆえである。国際社会においても、その事実が変わりようがないはずである。そうであるなら、原則として、最も基本的な主権者である人々の民主的意思に正当性は基づくべきである。こうした考えを矛盾なく構想できるのは、個人を権利の主体としてみなす民主主義諸国からなる共同体においてのみ⁽¹⁴⁴⁾という結論になる。つまり、

Robert A. Keohane, "The Preventive Use of Force: Cosmopolitan Institutional Proposal", *Ethics and International Affairs*, 18 (1), Winter 2004, pp. 1-22, Charles A. Kupchan, "Minor League, Major Problems: The Case against a League of Democracies", *Foreign Affairs*, 87, November/December 2008, pp. 96-109, Georg Sørensen, *A Liberal World Order in Crisis: Choosing between Imposition and Restraint*, Cornell University Press, 2011, pp. 157-162, Susan E. Rice and Andrew J. Loomis, "The Evolution of Humanitarian Intervention and the Responsibility to Protect", in Ivo H. Daalder (ed.), *Beyond Preemption: Force and Legitimacy in a Changing World*, Brookings Institution Press, 2007, pp. 52-55.

(144) 例えば、エルシュタイン (Jean Bethke Elshtain) は、「米国はそれ自

そこには、人々と国家、国家と国際という共同体を、それぞれ正当性の観点から接合し、その際に鍵となる主権の概念を捉え直すことで、新たな国際秩序を模索しようとする冷戦後の力学が働いているのである。

おわりに

正当性は、我々の認識に基づく間主観的な概念である。それゆえに社会的文脈においてのみ通用する。正当性に関する主張は、共同体の存在を前提として成立し得るものだからである。⁽¹⁴⁵⁾ 本稿では、国際的な共同体との関係に着目して、国際的な正当性の概念を説き明かそうとしてきた。その際、その共同体におけるメンバーシップの問題が決定的に重要であると述べた。なぜなら、共同体における秩序の維持・形成は、メンバーシップの問題と切り離せないからである。正当なアクターを「承認」という行為は、パワーと制度が織りなす複雑な相互作用の中で、秩序を維持・形成しようとする観点からなされる。そして、承認という行為を通して、共同体を再定義する作業もまた行われることになる。共同体に相応しいのは誰かを問うことは、「われわれ」自身が誰なのかを問うことにつながるからである。共同体においてメンバーシップの問題の核心を占めるのは、こうしたことからである。

そこでは、「アクターとしての正当性」と「行為の正当性」を同一視する傾向があると指摘できよう。共同体にとって相応しいアクターは、その社会的文脈の中で相応しい行為をするという幻想⁽¹⁴⁶⁾である。今日、そ

体、人間の尊厳と平等に関する一連の普遍的な提案を前提としている。我々の国家のアイデンティティと普遍的な主張や関与の間に、原則として対立は存在しない」と述べている。Jean Bethke Elshtain, “International Justice as Equal Regard and the Use of Force”, *Ethics & International Affairs*, 17 (2), September 2003, p. 67.

(145) Reus-Smit, “International Crises of Legitimacy”, *op.cit.*, pp. 159-160.

(146) アクターとしての正当性と行為の正当性は必ずしも一致しないと、コールマンは指摘している。「国家あるいは制度の行為の正当性は、少なくとも

国際的な共同体におけるメンバーシップ

こうしたメンバーシップの問題を考察する上で「責任」という考えが果たす役割は大きい。なぜなら、責任という考えによって、共同体における「権利と義務」の関係がより明確に輪郭づけられ、権利に見合った義務を果たすだけの「意志と能力」を問うことができるからである。その端的な例が、「保護する責任」における主権の概念の捉え方であろう。

他方で、こうしたメンバーシップの概念は、排除の論理を正当化する。「われわれ」を問うことは、必然的に「彼ら」を問うことにもつながる。メンバーシップを設定することは、正当にその「彼ら」を排除することになるからである。本稿でも説明されてきたように、そうした姿勢は、現に国際機構の加盟基準や主権の制限的な解釈に顕著に表れている。ここでは、世俗的で模倣可能な民主的モデルが提示され、すべての者に開かれているという体裁が取られている。しかし、その背景には巧みに秩序形成の呼び水が引かれており、その潮流に乗らない者は排除の途へと導かれる仕組みになっている。

共同体の構築、その中で支配的な秩序形成、それに由来するメンバーシップの問題は、互いに連動しながら動き続ける。それらは、権力的な空白状態の中では決して行われぬ。結果、何を正当とするかという正当性の基準もまた、政治的で可変的とならざるを得ない。それにもかかわらず、その基準からはずれた者は、正当でないという烙印が押され、排除の対象になる可能性がある。クワコウ (Jean-Marc Coicaud) が「実際に、諸社会の歴史の要因、また諸社会が経験する発展や急変の要因のほとんどは、被冷遇者の同化を巡って繰り上げられる闘争である⁽¹⁴⁷⁾」と述べているように、排除に伴う問題が紛争の火種になってきたという歴史的事実を我々は忘れてはならないだろう。「われわれ」が作り出す「他者」からの異議申し立てに対していかに真摯に対応できるのか。そ

も短・中期的に、国際的なアクターとしての国家あるいは制度の正当性から独立したものになることがある。」Coleman, *op.cit.*, p. 24.

(147) クワコウ 前掲書、290頁。

れが国際的な共同体では、いまもそしてこれからも問われているのである。